

行政庁からの業務発注に係る独占禁止法等

法令遵守に関する業務指針

令和元年 9 月

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

目 次

1. 独占禁止法	1
(1) 独占禁止法の概要	1
① - 1 競争を制限する行為としての「私的独占」	1
① - 2 競争を制限する行為としての「不当な取引制限」	1
② 公正な競争を阻害するおそれがある行為としての「不公正な取引方法」	2
(2) 入札談合	2
① 入札談合とは	2
② 公正取引委員会による入札ガイドライン	3
(3) 独占禁止法に違反した場合のペナルティ等	5
① 排除措置命令	5
② 課徴金納付命令	6
③ 刑事罰	7
(4) Q & A	9
Q 1 独占禁止法の目的は、どこにあるのですか。	9
Q 2 独占禁止法では、どのような行為を禁止しているのですか。	9
Q 3 入札談合だとしても、公的発注機関が決めた予定価格の範囲内で落札するのだから、入札談合はそもそも「公共の利益」には反していないのではないのでしょうか。	9
Q 4 事業者間の会合で、入札談合の話が出た場合には、どのようにするのがよいのでしょうか。	10
Q 5 事業者間の会合などに出席する場合、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。	10
Q 6 入札談合による独占禁止法違反をしないためには、どのようなことに注意する必要がありますか。	11
Q 7 入札談合に参加したが、落札しなかった場合には、独占禁止法違反にはならないのですか。	11
Q 8 入札談合で独占禁止法違反となった場合には、会社の中では実際に誰が刑事罰を受けることになるのですか。	12
Q 9 入札談合をしていなければ、例えば、刑法の入札妨害罪で問題となるような、入札に関する秘密情報を入手しただけなら、独占禁止法上問題となることはありませんか。	12

2. 刑法（入札妨害罪と談合罪）及び官製談合防止法	・・・	13
（1）刑法（入札妨害罪と談合罪）の概要	・・・	13
① 入札妨害罪	・・・	13
② 談合罪	・・・	15
（2）官製談合防止法の概要	・・・	16
① 入札談合等関与行為	・・・	16
② 公正取引委員会の改善措置の要求	・・・	17
③ 発注機関が講じる改善措置	・・・	17
④ 職員に対する損害賠償の請求	・・・	17
⑤ 職員に対する懲戒事由の調査・公表	・・・	17
⑥ 職員による入札等の妨害の罪	・・・	17
（3）刑法や官製談合防止法に違反した場合のペナルティ等	・・・	19
（4）Q & A	・・・	20
Q 10 刑法の入札妨害罪とは、どのような行為を処罰するのですか。	・・・	20
Q 11 入札妨害罪の「偽計」や「威力」とは、どのような行為でしょうか。	・・・	20
Q 12 入札の担当者である公務員と腹合わせをしている場合には、相手方をだましていないので、「偽計」にはならないのではないですか。また、公務員から指示があってそのとおりに従っている場合には当然「偽計」にならないのではないですか。	・・・	21
Q 13 入札妨害罪は、入札が対象ですから随意契約には適用がないのですか。	・・・	21
Q 14 入札妨害罪の「入札の公正を害する行為」とは、どのような行為でしょうか。	・・・	22
Q 15 どのような情報入手して入札に参加することが「入札の公正を害する」ことに当たりますか。	・・・	23
Q 16 地域優先発注や分割発注など、発注方法の設定について国や地方公共団体に働きかけることは「入札の公正を害する」ことに当たりますか。	・・・	23
Q 17 非公表の情報をつかんで応札したが、結果的に落札できなかった場合には、入札妨害罪にはならないのですか。	・・・	24
Q 18 非公開又は未公開の入札情報を知ってしまったら、その入札ではどういう行動をとればいいのでしょうか。	・・・	24
Q 19 直接公務員から聞き出したのではなく、第三者を通じて秘密情報入手したのであれば、大丈夫ですか。	・・・	24
Q 20 刑法の談合罪とは、どのような行為を処罰するのですか。	・・・	25
Q 21 談合罪の「公正な価格を害し」の「公正な価格」というのはどういう価格ですか。予定価格の範囲内なら公正な価格を害していない		

- のではないですか。 . . . 25
- Q 2 2 談合罪の「談合」とは、どのような行為ですか。 . . . 25
- Q 2 3 刑法の入札妨害罪（第96条の6第1項）と談合罪（同第2項）の違いは何ですか。 . . . 26
- Q 2 4 官製談合防止法違反の罪とは、どのような行為を処罰するのですか。 . . . 27
- Q 2 5 官製談合防止法の「入札談合等関与行為」（第2条第5項）と、刑事罰の対象となる「入札等の公正を害すべき行為」（第8条）とでは、どのような違いがありますか。 . . . 27
- Q 2 6 官製談合防止法の対象となる発注機関は、具体的にはどのようなものがありますか。 . . . 28
- Q 2 7 刑法の入札妨害罪と官製談合防止法違反の罪との関係はどうなっているのですか。 . . . 29
- Q 2 8 刑法の入札妨害罪や談合罪の対象となる「公の入札」と、官製談合防止法の対象となる入札とはどう違うのですか。 . . . 30
- Q 2 9 独占禁止法の不当な取引制限違反の罪と、刑法の入札妨害罪や談合罪、官製談合防止法違反の罪との関係はどうなっているのですか。 . . . 31
- Q 3 0 「公の入札」でない、民間企業による競争入札の場合は、予定価格等の入札に係る秘密情報を入手する等の行為をしても大丈夫でしょうか。 . . . 32
- Q 3 1 入札談合や入札妨害、官製談合に関与したと認められた民間事業者は、発注機関から、民法等による損害賠償請求をされることがありますか。 . . . 33

3. 参考資料	・・・	34
(1) 関係法令条文		
① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（抜粋）	・・・	34
② 刑法（抜粋）	・・・	46
③ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）	・・・	47
(2) 不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）	・・・	51
(3) 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）（抜粋）	・・・	53
(4) 官製談合防止法の対象となる発注機関	・・・	71
(5) 判例	・・・	73
① 青森地方裁判所判決（土地評価業務に関する不動産鑑定士の入札妨害事件）	・・・	73
② 岡山地方裁判所判決（建設工事に係る入札妨害等の事件）	・・・	75
③ 神戸地方裁判所判決（建設工事に係る入札妨害等の事件）	・・・	81

※この業務指針は、公益財団法人建設業適正取引推進機構の協力のもとで作成しております。また、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の許可なく、複写転載等を禁じます。

はじめに

今日の日本においては、企業や業界等に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっており、これに応えていくためには、我々不動産鑑定士が、法令や社会的規範を遵守し、事業活動を行うことが重要であるとの認識を持つ必要があります。

また、その姿勢が、健全な取引関係を築き、仕事を通して社会の発展に貢献していくことにもつながり、社会から高い信頼と評価を得ることにつながります。

しかしながら、昨年、本会会員が土地評価業務に関する入札妨害事件において、裁判所より有罪判決を受ける事態が起きました。

本会としましては、真摯な反省のもと、今後、再び不動産鑑定士が法令違反事件に関係することがないように、今般、不動産鑑定士が行政庁から業務を受注する過程で必要となるコンプライアンスに関する知識・対応方法を網羅した業務指針を策定いたしました。

この業務指針は、行政庁から公共調達で業務を受注する際、不動産鑑定士が遵守しなければならない独占禁止法、刑法、官製談合防止法といった法令の基本原則を取りまとめたものです。また、これにより、公正かつ適切に業務受注が行われることにつながり、不動産鑑定士の社会的責任を果たしていくこととなります。

また、この業務指針は、委任や請負といった契約形態に関係なく、行政庁から業務受託する場合に必ず遵守しなければならない事項を網羅しております。

不動産鑑定士各位におかれましては、この業務指針を十分ご理解いただき、実際に行政庁の業務発注に応じる場面において、不動産鑑定士の社会的信頼性維持の観点から、適切な対応をとることを祈念します。

1. 独占禁止法

(1) 独占禁止法の概要

独占禁止法は、事業者がモノやサービスの価格、品質などを自由に競争し、消費者がそれらを自由に選択できる自由経済社会を支える基盤として、公正で自由な競争を促進するために事業者や事業者団体が守るべきルールを規定する法律で、正式名称を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といいます。

この法律では、公正で自由な競争を実現するため、主に、

- ・第3条で、競争を制限する行為として、「不当な取引制限」と「私的独占」を禁止
- ・第19条で、公正な競争を阻害するおそれがある行為として、「不公正な取引方法」を禁止

しています。

①-1 競争を制限する行為としての「私的独占」

競争を制限する行為として独占禁止法で禁止される行為には、「私的独占」と「不当な取引制限」があります。

「私的独占」の定義は、独占禁止法第2条第5項に規定されていて、ある事業者が、他の事業者の活動を排除したり、支配したりして、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいうものとされています。具体的には、不当な低価格販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為（排除型）や、株式取得などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為（支配型）があります。なお、品質が優れているとか、ブランド価値が高いとかで、競争を通じて結果的に市場を独占するようなことになっても、それは私的独占には該当しません。

①-2 競争を制限する行為としての「不当な取引制限」

「不当な取引制限」には、「カルテル」や「入札談合」があります。カルテルは、事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決める行為です。入札談合は、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札に際し、事前に、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為です。

「不当な取引制限」の定義は、第2条第6項に規定されていて、事業者が「共同して」、価格や取引先など、本来、個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべきことを決定し、「公共の利益」に反して、「一定の取引分野」における「競争を実質的に制限」することをいうものとされて

います。

独占禁止法で禁止されている「不当な取引制限」の一つである入札談合については、(2)において詳しく説明します。

② 公正な競争を阻害するおそれがある行為としての「不公正な取引方法」

「不公正な取引方法」の違法行為類型としては、第2条第9項第1号から第5号までに定められているものとして、

- ・ 共同の取引拒絶（第1号）
- ・ 差別対価（第2号）
- ・ 不当廉売（第3号）
- ・ 再販売価格の拘束（第4号）
- ・ 優越的地位の濫用（第5号）

と、第6号の規定に基づいて公正取引委員会が告示で指定しているものがあります（参考資料（2）参照）。

これまで、公共調達の入札を巡る独占禁止法違反事件としては、(2)で説明する入札談合による「不当な取引制限」がほとんどでした。しかし、平成30年6月14日に公正取引委員会が排除措置命令を出した事案(※)では、公共調達の発注機関から非公開の入札情報を入手して入札に参加するなどした建設業者が、他の入札参加者と公共機関（発注者）との取引について、「不公正な取引方法」として告示で指定するもののうちのひとつである「競争者に対する取引妨害」（参考資料（2）告示の第14参照）を行ったものとして措置の対象とされました。今後は、入札談合だけでなく「不公正な取引方法」に関するルールにも注意しておくべきでしょう（（4）Q9参照）。

(※) 公正取引委員会ホームページ参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180614_10.html

(2) 入札談合

独占禁止法で禁止される行為のうち、ここでは、「不当な取引制限」の一つである入札談合について説明します。刑法の入札妨害罪及び談合罪や官製談合防止法を理解する前提ともなります。

① 入札談合とは

入札談合とは、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札に際し、事前に、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為です。

公共調達の入札を巡る独占禁止法違反事件は、入札談合の事案がほとんどです。入札談合には様々な態様がありますが、典型的な事例としては、「〇〇研究会」等といった受注予定者を決定するための会合を開催して

受注予定者を決定していた事例、点数制や順番制によって受注予定者を決定していた事例、当番幹事が指名業者間の話合いの司会を行い、指名業者から受注希望の有無を聴取して話合いによる円満解決への助言等を行うこと等を定めていた事例、発注機関職員から落札予定者となった旨の連絡（いわゆる「天の声」）を受けた者を受注予定者としていた事例等が挙げられます。

なお、決まったルールがあってもなくても、何らかの形で受注予定者を決めることは入札談合に当たり得ます。

この話し合いは、一堂に会するばかりでなく、電話で連絡を取り合っただけでも入札談合になり得ます。

入札談合は、事業者の間で、受注予定者や入札価格について何らかの合意や了解が成立し、互いに「相手はこの合意や了解に従うであろう」として入札などを行えば該当し得ます。制裁の伴わない紳士協定はもちろん、明白な協定という形をとらない口頭の約束やあうんの呼吸のような暗黙の了解や共通の意思形成でも該当し得ることになります。

なお、事業者団体が同様の行為を行った場合には、第8条違反になります。

② 公正取引委員会による入札ガイドライン

公正取引委員会では、入札談合の未然防止を徹底するため、平成6年7月、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を策定しました（参考資料（3）参照）。この入札ガイドラインは、入札に参加しようとする事業者等のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げながら明らかにしようとするものです。

ただし、入札ガイドラインに掲げられた参考例は、主要な活動類型であり、事業者や団体のすべての活動を網羅しているわけではありません。個別具体的な活動が独占禁止法上問題となるかどうか不明な場合には、当該活動を開始する前に、弁護士や公正取引委員会にご相談ください。

以下では、入札ガイドラインの内容を主な参考例に沿って説明します。

（i）原則として違反となる行為（クロ）

次のような行為は、原則として違反となる行為（クロ）です。

〔参考例1-1〕

事業者が共同して、又は事業者団体が、受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。

〔参考例2-1〕

最低入札価格などを決定すること。

これらの決定は、明示の決定に限らず、暗黙の了解又は共通の意思形成で足りります。

また、次の行為も違反行為となる可能性が極めて高いです。

[参考例 1-1-1]

入札に参加しようとする事業者同士で、その入札についての受注意欲、営業活動実績、関連の受注実績など、受注予定者の選定につながる情報を交換すること。また、事業者団体がそのような情報を収集・提供し、事業者間の情報交換を促進すること。

[参考例 1-1-2]

事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札の個々の事業者の指名回数、受注実績などの情報を、いわゆる星取表など、受注予定者を決める際の目安にするようなかたちで整理して、入札に参加する事業者に提供すること。

[参考例 2-1-1]

入札に参加しようとする事業者同士で、当該入札の入札価格に関する情報を交換すること。また、事業者団体がそのような情報を収集・提供し、若しくは事業者間の情報交換を促進すること。

(ii) 違反となるおそれがある行為（グレー）

次のような違反となるおそれのある行為（グレー）は、受注予定者の決定などの違反行為に伴って行われたり、違反行為につながることで多い行為です。

[参考例 1-2]

事業者間で、又は事業者団体が、各事業者に指名を受けたことや入札への参加予定について報告を求めること。

（注）このような行為は、受注予定者決定のための入札参加者の把握のために行われることが多く、そのような場合には受注予定者の決定に伴うものとして問題になります。

[参考例 1-4]

事業者団体が、構成事業者から、入札による受注に応じた特別会費や賦課金などを徴収すること。

（注）このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、そのような場合には受注予定者の決定に伴うものとして問題となります。

(iii) 原則として違反とならない行為（シロ）

それ自体では原則として違反とならないと考えられる行為です。

具体的には、事業者団体が官公庁の受注実績などの個別の受注情報

を含まない概括的な情報について公表すること（参考例3-2、4-5）や、事業者が発注者に対して特定の入札に関係ない技術情報の一般的な説明をすること（参考例4-17）などが挙げられています。

（3）独占禁止法に違反した場合のペナルティ等

独占禁止法に基づき公正取引委員会が行う行政処分として、違反した事業者に対する排除措置命令（第7条）、課徴金納付命令（第7条の2）などがあります。また、独占禁止法違反についての刑事罰（第89条）もあります。

さらには、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が不動産鑑定業者又は不動産鑑定士に対して行う監督処分等や、公的発注機関が公共調達発注者の立場で不動産鑑定業者に対して行う指名停止措置や競争入札参加資格停止措置などがあります。

また、公的発注機関が公共調達の契約の相手方の立場で違約金や損害賠償を請求することもありますし、不動産鑑定業者が株式会社である場合には株主が会社を代表して取締役・監査役等の役員等に対して法的責任を追及する株主代表訴訟を提起することもあります。

このように、独占禁止法に違反した場合には、事案に応じて多岐にわたるペナルティ等があり得ますが、以下では、これらのうち独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令と刑事罰について説明します。

① 排除措置命令

公正取引委員会は、入札談合などの独占禁止法違反の疑いがあるときは、具体的な事件の調査を行った上で、違反行為が認められれば排除措置命令を行います。既往の違反行為であっても、違反行為がなくなった日から5年間は必要な排除措置を命じることができます。

排除措置命令では、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置が命じられます。入札談合事件での排除措置命令は、多くの場合、次のような内容になっています。

- ア 入札談合に係る協定を破棄しなさい。
- イ 入札談合を守るための手段を破棄しなさい。会合を廃止しなさい。団体を解散しなさい。
- ウ 入札談合に係る協定を破棄したことを発注者に通知し、事業者の役員・従業員に周知徹底しなさい。
- エ 入札談合をやめたことを取締役会で決議し、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成等し、役員、従業員に独占禁止法の研修を行うとともに定期的に監査等を行いなさい。
- オ 将来、同様の行為を行ってはならない（不作為命令）。
- カ 公正取引委員会に対し、ア～オについてとった措置を報告しなさい。

② 課徴金納付命令

公正取引委員会は、入札談合を含む「不当な取引制限」や私的独占といった特定の独占禁止法違反を行った事業者に対して、課徴金納付命令を行います（第7条の2及び第20条の2～6）。

なお、「不公正な取引方法」の禁止の違反については、(1)②で述べた法定の5類型（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用）の場合も課徴金の対象となります。他方で、「競争者に対する取引妨害」を含む告示で指定するものの違反については、課徴金の対象としておりません（平成31年3月現在）。

〔入札談合の課徴金額の計算〕

課徴金額は、独占禁止法違反行為の実行期間中（最高3年まで）の対象業務等の売上高等に算定率（不動産鑑定業務等のサービス業は大企業10%、中小企業4%）を乗じて算定されます。

（注）中小企業とは、不動産鑑定業務等については出資総額5千万円以下又は従業員100人以下の企業及び個人をいいます。

$$\text{課徴金額} = \text{入札談合の実行期間中の売上高} \times \text{課徴金算定率}$$

〔課徴金算定率〕

算定率は、上述のとおり、大企業10%、中小企業4%を基本としつつ、入札談合からの離脱にメリットを与え、繰り返しの違反を防止するため、課徴金額の軽減制度や加算制度を設けています。

軽減制度とは、公正取引委員会の調査開始日の1ヶ月前までに違反行為をやめ、違反行為の実行期間が2年未満（早期解消）の事業者は、算定率が20%軽減されるというものです。ただし、再度の違反や主導的役割を果たした事業者（主導的事業者）は、早期解消であっても軽減されません。

また、加算制度とは、公正取引委員会の調査開始日からさかのぼり10年以内に、課徴金納付命令など過去の違反行為（再度の違反）が認められる者、あるいは主導的役割の事業者には、算定率が50%加算されるというものです。なお、再度の違反と主導的事業者の両方に該当すれば、算定率は2倍になります。

〈不動産鑑定業務等での入札談合に対する課徴金算定率〉

		大企業		中小企業		
算定率	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
		再度の違反	15%		再度の違反	6%
		主導的役割	15%		主導的役割	6%

		再度+主導	20%		再度+主導	8%
--	--	-------	-----	--	-------	----

〔課徴金減免制度（リーニエンシー）〕

課徴金減免制度は、企業の法令遵守意欲に期待して、秘密裏に行われる入札談合の違反行為を早期に発見し、容易に解明することにより、競争秩序の早期回復を図ることを目的とする制度で、リーニエンシーとも呼ばれています。制度の概要は次のとおりです。

入札談合を自ら行っていた事業者が、公正取引委員会の調査開始前又は調査開始後に、違反行為から離脱した上で自らの違反行為に関する情報を公正取引委員会に自発的に提供（減免申請）した場合、その後、公正取引委員会の調査により違反の事実が認められ、関係事業者が課徴金を徴収されることになっても、次の表のとおり、その事業者については課徴金が免除又は減額されます。

申請者に対する減免率		
調査開始日以前に申請		調査開始日以降に申請
1 番目	100%	30% (最大 3 社まで)
2 番目	50%	
3 番目	30%	
4 番目	30%	
5 番目	30%	

課徴金が減額されるのは、最大 5 社までです。調査開始日前に当該違反行為について 1 番先に減免申請した事業者は免除され、2 番目の事業者は 50% 減額、3 番目から 5 番目の事業者はそれぞれ 30% 減額されます。

また、調査開始日前に減免申請した事業者が 5 社に達しない場合には、調査開始日以降でも減額申請が可能ですが、減額率は一律 30% で、最大 3 社まで（調査開始日前の減免申請と合計して最大 5 社まで）とされています。

なお、調査開始前に最初に減免申請した事業者等については、公正取引委員会は刑事告発しない方針としています（公正取引委員会「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」）。

③ 刑事罰

入札談合により独占禁止法に違反した場合には、課徴金などの行政処分とは別に、犯罪行為として刑事罰を受けることがあります。独占禁止法違反による刑事罰の対象となる場合の手続きの大まかな流れは次のと

おりです。

公正取引委員会は、犯則事件を調査するために必要な場合は、裁判官の令状をとって臨検・捜索・差し押さえなどを行います。その結果、違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等については、公正取引委員会は積極的に検事総長に告発することとしています。裁判の結果、裁判所により有罪判決が下りると、刑事罰が科されることとなります。

入札談合などの独占禁止法違反の主要な罪は、公正取引委員会が検事総長へ告発しなければ訴追されないこととされています。これを専属告発ともいいます（第96条）。そして、上述②のとおり、公正取引委員会は、競争秩序の早期回復を図るための課徴金減免制度（リーニエンシー）の効果を高めるべく、調査開始前に最初に減免申請した事業者については告発しない方針としています。

なお、「不公正な取引方法」の禁止に違反した場合については、刑事罰の対象とはなっておりません（平成31年3月現在）。（ただし、「不公正な取引方法」についての排除措置命令が確定した後で、その排除措置命令に違反した場合には刑事罰があります。）

〔刑事罰の対象者等〕

入札談合を実際に行った役職員には、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科されます（第89条）。

また、入札談合を行った役職員の属する会社や事業者団体についても、行為者とは別に5億円以下の罰金が科されます。これを両罰規定といいます（第95条）。なお、罰金を科された事業者が課徴金を徴収される場合には、罰金額と課徴金の調整規定に基づき、罰金額の2分の1の額が課徴金から免除されます。

さらに、実際に入札談合を行った役職員だけでなく、入札談合の計画があることや入札談合が行われていることを知りながら防止措置、是正措置をとらなかった会社の代表者や事業者団体の役員も、500万円以下の罰金が科せられます。実行者、会社に対する罰と併せて三罰規定ともいいます（第95条の2、第95条の3）。

(4) Q & A

Q 1 独占禁止法の目的は、どこにあるのですか。

A 独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的としています。

独占禁止法により市場の公正かつ自由な競争を確保することによって、事業者の創意工夫を発揮させて競争を促して事業活動を盛んにすることによって、一般消費者の利益を確保するとともに、日本経済の活性化と健全な発展に寄与することになります。

Q 2 独占禁止法では、どのような行為を禁止しているのですか。

A 独占禁止法には、1.私的独占の禁止、2.不当な取引制限の禁止、3.不公正な取引方法の禁止、4.企業結合の規制などがあり、入札談合は「不当な取引制限」に該当します。

また、「不公正な取引方法」には様々な類型がありますが、入札談合との関係では、入札談合の取り決めに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったり、非公開の入札情報を入手して入札に参加して競争を妨害したりする行為などがあります。

なお、入札談合とは直接関連しませんが、独占禁止法の補完法として、「下請法」(下請代金支払遅延等防止法)があります。この下請法は、下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な取扱いを規制しているため、不動産鑑定業者も同法の適用を受ける場合がありますので、ご注意ください。

Q 3 入札談合だとしても、公的発注機関が決めた予定価格の範囲内で落札するのだから、入札談合はそもそも「公共の利益」には反していないのではないのでしょうか。

A 独占禁止法の目的は、公正で自由な競争の維持・促進を図ることにあります。そして、この目的自体が「公共の利益」に当たります。

予定価格は競争の上限に過ぎず、予定価格の範囲内で落札しても、談合して競争を回避することが、不当な取引制限に該当します。

Q 4 事業者間の会合で、入札談合の話が出た場合には、どのようにするのがよいでしょうか。

A 入札談合に発展しそうな話が出たときに、そのまま黙っていれば、その事業者も暗黙の了解をしたものとして、その談合に参加したものとみられる可能性があります。

そのため、このようなときには、「独占禁止法上問題があるので止めましょう」と発言して、受け入れられないときは退席するのが適切です。できれば、その旨を会合の記録に残してもらうか、入札談合には従わない旨の連絡を行い、帰社してから上司に報告しておくといよいでしょう。

最終的には談合に従わないつもりだったとか、積極的には発言しなかったとか、反対の趣旨を発言したというだけで、客観的には入札談合が奏功しているように見えると、談合に参加したものと認定されるおそれがあります。

Q 5 事業者間の会合などに出席する場合、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。

A 会合に出席する前に内容をチェックし、入札談合が話題になりそうな場合には出席を見合わせるのが賢明です。

業界の公式行事、勉強会や新年会などの懇親会の場であっても、業務上の話から談合につながる場合があります。どのような場であれ、受注予定者や受注予定価格について何らかの合意や了解が成立し受注調整を行えば、独占禁止法違反となります。

Q 6 入札談合による独占禁止法違反をしないためには、どのようなことに注意する必要がありますか。

A 典型的な入札談合は、あらかじめ他の入札参加業者と受注予定価格等を決めた上で入札等に参加し、受注予定者が受注する行為です。したがって、例えば以下のような、入札談合に発展しがちな、あるいは入札談合を行ったと疑われる行為をやめることが賢明です。

- 入札参加業者間で受注予定者を誰にするかについて情報交換する（話し合う）こと
- 受注予定価格を決めるために情報交換すること
- 入札談合を実施するためのルールを作ること
- 入札参加業者間の受注数量や受注箇所について情報交換すること
- 発注者による受注予定者の意向等に関する、いわゆる「天の声」に従うこと
- 他の入札参加業者に入札価格を聞くこと

Q 7 入札談合に参加したが、落札しなかった場合には、独占禁止法違反にはならないのですか。

A 入札談合に参加したこと自体が独占禁止法違反になりますので、落札したとか、落札しなかったということは、関係ありません。

したがって、落札しなかった者についても、独占禁止法の排除措置命令など各種のペナルティの対象になり得ます。ただし、落札し受注していなければ談合に基づく売上がありませんので、課徴金は徴収されません。

Q 8 入札談合で独占禁止法違反となった場合には、会社の中では実際に誰が刑事罰を受けることになるのですか。

A まず、違反行為の実行者です。例えば、入札談合に参加した営業部長や、参加を指示した上司などが、懲役刑や罰金刑の対象になります。

また、入札談合を行った役職員の属する法人や事業者団体についても、行為者とは別に罰金が科されます。

更に、当該法人の代表者や当該事業者団体の理事等も、入札談合を知っているながら、その防止、是正に必要な措置をとらなかった場合には罰金刑の対象になります。

このように、実行者、法人、法人の代表者に対する罰を三罰規定ともいいます。

Q 9 入札談合をしていなければ、例えば、刑法の入札妨害罪で問題となるような、入札に関する秘密情報を入手しただけなら、独占禁止法上問題となることはありませんか。

A 入札・契約に関して独占禁止法の「不当な取引制限」に該当するのは、入札談合の場合ですが、同法では、別途「不公正な取引方法」を規制しています（第19条）。そして、「競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害」すると、「不公正な取引方法」に該当するとしています（第2条第9項第6号へ、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第14）。

入札談合をしていなくとも、予定価格等の非公開・未公開の秘密情報を入手して入札に参加すると、他の入札参加者の取引を妨害したとして、「不公正な取引方法」に該当するとされるおそれがあります。

非公開・未公開の秘密情報の入手・応札による「競争者に対する取引妨害」に該当する「不公正な取引方法」については、課徴金納付命令や刑事罰の対象ではありませんが、公正取引委員会からの排除措置命令の対象となります。

上述のとおり、平成30年の農林水産省東北農政局の事件（※）では、非公開の入札情報（参加企業の技術評価点、順位等）を入手して入札に参加する（このほかにも、評価担当職員に、技術提案の内容についての添削や助言を受けていた）などしたため、他の入札参加者と東北農政局との取引を妨害したとして「不公正な取引方法」で事業者に排除措置命令が出されています。

（※）公正取引委員会ホームページ参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180614_10.html

2. 刑法（入札妨害罪と談合罪）及び官製談合防止法

（1）刑法（入札妨害罪と談合罪）の概要

刑法は、犯罪とそれに対する刑罰を規定する法律です。刑法で規定される犯罪の中には、公共調達の入札に関し「公契約関係競売等妨害」の罪として、

①公の競売または入札の公正を害する罪（競売入札妨害罪）

②（不正）談合の罪

があり、これらに違反した者に対する刑事罰として、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が規定されています（第96条の6）。以下では、入札談合に関する事項に絞って解説をします。第96条の6で規定される「公契約関係競売等妨害」のうち、第1項の罪を「入札妨害罪」、第2項の罪を「談合罪」と記載します。

① 入札妨害罪

刑法では、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為」（第96条の6第1項）を入札妨害の罪としています。

〔「公の入札」〕

刑法の入札妨害罪は、「公の入札」で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をすることです。つまり、公契約関係の入札に限られており、民間の入札は対象とされていません。この点は、発注機関が公共か民間かを問わない独占禁止法と異なります。

「公の」とは、入札の実施機関が国または公共団体（地方公共団体、公庫、公団など）を言います。独立行政法人等の公的な団体の入札についても、その入札が公務に該当する場合には「公の」入札に該当するものと解されます。ただし、権限ある機関によって適法に入札に付すべき旨の決定がなされることが必要であり、この決定前になされる公正阻害行為は、入札妨害罪に該当しません。

なお、官製談合防止法では特定法人（独立行政法人や高速道路会社等の国や地方公共団体が2分の1以上出資している団体等）の職員も含めて官製談合防止法の対象としており（(4) Q26参照）、その職員に対する教唆又は幫助が同法の共犯とされている（(2)参照）ことから、いずれにしても刑事罰の対象となる危険があると考えべきです。

「入札」とは、契約内容について2人以上の者を競争させ、原則として最も有利な申出をした者を相手方として契約する競争契約であって、

文書によって他の者には内容を知られずにその申出をすることをいいます。また、最近の裁判例では、指名競争入札や一般競争入札に限らず、見積合わせのような随意契約の前段階の競争行為も、ここでいう「入札」に含むと解している事例もあります（(4) Q 1 3 参照）。

〔「偽計」〕

偽計とは、他人の正当な判断を誤らせるような術策をいいます。

偽計を用いて入札の公正を害する行為には、様々なケースがありますが、典型的なものとしては、最低制限価格やその算出の基礎となる予定価格や設計価格などの価格情報を入札予定者に内報することが挙げられます。最低制限価格がわかると、その価格で入札すれば、かなりの確率で落札できるからです。ただし、落札したことは必ずしも入札妨害罪の要件になっていません。逆に言えば、落札できなかったから違反にはならない、というわけでもないのです。

〔「威力」〕

威力とは、人の意志の自由を制圧するような勢力をいい、暴行・脅迫に限らず、それに至らない程度の威迫で足りるものと解されていて、地位や権勢を利用する場合も含まれます。

威力を用いて入札の公正を害する行為には、様々なケースがありますが、典型的なものとしては、入札談合に応じない業者に対して談合に応じるよう脅迫をすることが挙げられます。

以上のとおり、刑法の入札妨害罪は、公共調達において予定価格等の非公開情報を入手して入札予定者に内報すれば、入札の公正を害する違反行為として罪を問われる可能性があります。

また、予定価格や入札参加業者名などを入手して入札に参加することも「偽計を用いて入札の公正を害する行為」に当たるとされる可能性もあります（下記参考事例参照）。これは入札談合のための情報入手のこともあるでしょうが、入札妨害罪においては、談合のためかどうかは問いませんので、談合の有無にかかわらず、事件化されるリスクがある行為といえます。

更に、このような公契約の入札にかかる非公開情報は、公的発注機関の職員による情報漏えいで入手するケースが多く、こうしたケースではその職員は(2)で説明する官製談合防止法違反になり得ます。このため、民間事業者は、公的発注機関の職員の官製談合防止法違反とセットで入札妨害罪として摘発されることが多くなります。

加えて、非公開情報を自ら積極的に入手したケースだけでなく、第三者を介して間接的に情報を入手して入札に参加したケースでも入札妨害罪が問われ

た事例もあります。

以上より、事業者としては、営業活動の一環と思って入手した情報であってもそれが非公開情報である場合には、入札に参加しないなどの対応が必要となります。

《参考事例》間接的に入札情報を得た者も逮捕・起訴された事例

宮城県栗原市の建設部次長が、Aに、最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、Aが別の建設会社のBにその設計金額を教え、その建設会社は最低制限価格で入札し、落札した。なお、Aは、栗原市の部次長に見返りとして、部次長の自宅台所の改修工事で改修費用10万円余を免除する利益を提供していた。

〈逮捕理由（違反容疑）〉

- ・ 建設部次長・・・・・・・・官製談合防止法、刑法（収賄罪）
- ・ A（情報を直接入手）・・・・刑法（入札妨害罪）、刑法（贈賄罪）
- ・ B（情報を間接的に入手）・・・・刑法（入札妨害罪）

※ 但し、起訴された公訴事実には入札妨害罪は含まれていません。

また、独占禁止法違反による刑事罰が公正取引委員会による専属告発となっている（1（3）③参照）のに対して、刑法の入札妨害罪は、公正取引委員会による告発がなくとも警察が直接捜査に動き、また、検察庁が独自の判断で訴追することができます。ちなみに、②の談合罪や（2）の官製談合防止法違反も同様に公正取引委員会による専属告発とはなっていません。

なお、平成24年の高知談合事件では、公正取引委員会による行政処分があった一方、同委員会の刑事告発はなかったのですが、高知地検による入札妨害罪や官製談合防止法違反の罪による起訴があり、有罪となりました。

② 談合罪

刑法では、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」（第96条の6第2項）を、談合罪の対象としています。

刑法の談合罪は、入札妨害罪と同様に公契約関係が対象となります。また、公正な価格を害する目的や不正な利益を得る目的で行う談合が対象となります。こうした点は、入札談合の目的の如何を問わず、また、発注機関が公共か民間かを問わずに自由な競争を制限する行為や公正な競争を阻害する行為自体を禁止する独占禁止法の入札談合と異なります。

しかし、公契約関係の入札の場合、両者は相当部分重なっており、実際の適用に当たっては、同一の談合事件で、独占禁止法の行政処分と刑法の談合罪とが併用されることもあり得ます（平成18年防衛施設庁談合事件）。

また上述のとおり、独占禁止法違反による刑事罰が公正取引委員会に

よる専属告発となっている（1（3）③参照）のに対して、刑法の談合罪は、入札妨害罪と同様、公正取引委員会による告発がなくとも警察が直接捜査に動き、また、検察庁が独自の判断で訴追することができます。

（2）官製談合防止法の概要

官製談合防止法は、発注者が公的機関か民間かを問わず適用対象となる独占禁止法とは異なり、①国、②地方公共団体、③国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人、④特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務づけられている株式会社（③と④を併せて「特定法人」といいます（参考資料（4）参照）。また、①～④を併せて「国等」といいます。）が発注者となる入札、競り売りその他の競争により相手方を選ぶ方法における入札談合等に適用される法律で、正式名称を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」といいます。

この法律は、入札談合等関与行為を排除し、防止するため、

- ・公正取引委員会による発注機関の長等に対する必要な改善措置の要求
- ・当該発注機関の長等による調査の実施・必要な措置の検討、調査結果等の公表等
- ・当該発注機関の長による入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償請求の調査
- ・当該職員に係る懲戒事由の調査等

のほか、

- ・入札等の公正を害した公的発注機関の職員に対する刑事罰

について定めており、公的機関である発注者に適用される規制や手続、罰則等のルールが中心となっていますが、これらのうち、民間事業者としては、⑥で説明する公的発注機関の職員に対する刑事罰（職員による入札等の妨害の罪）について特に注意が必要です。

① 入札談合等関与行為

官製談合防止法で禁止されているのは、入札談合等関与行為です（このほか、⑥の入札等の妨害の罪が規定されています。）。

ここでいう、入札談合等関与行為とは、

- ・国等が入札、競り売りその他の競争により相手方を選ぶ方法（※）により行う売買、請負その他の契約の締結に関し、
- ・民間事業者側の入札談合による独占禁止法違反があった場合であって、
- ・国等の役職員が、入札談合等に関与する行為で、次のいずれかに該当するものをいいます（第2条第5項）。

- 一 事業者、事業団体に入札談合等を行わせること
- 二 契約の相手方を指名することその他契約の相手方として希望する意向を、教示又は示唆すること
- 三 入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として管理されているものを、特定の者に教示又は示唆すること
- 四 当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名するなどして、入札談合等を幫助すること

(※) 入札、競り売りその他の競争により相手方を選ぶ方法には、一般競争入札や指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等も含まれます。

② 公正取引委員会の改善措置の要求

公正取引委員会は、事業者の入札談合等の事件についての調査の結果、発注機関の職員に入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関の長に対し入札及び契約に関する事務に係る改善措置を講ずることを求めることができます（第3条第1項、第2項）。

③ 発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会から改善を求められた発注機関の長は、必要な調査を行い、改善措置を講じるとともに、改善措置の内容を公表し、公正取引委員会に通知しなければなりません（第3条第4項、第6項）。

④ 職員に対する損害賠償の請求

発注機関の長は、損害の有無等について調査を行い、その調査結果を公表するとともに、入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により、発注機関に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対して損害賠償を求めなければなりません（第4条第1項、第2項、第4項、第5項）。

⑤ 職員に対する懲戒事由の調査・公表

発注機関の長は、入札談合等関与行為を行った職員に対し、懲戒処分をすることができるかどうかについて、必要な調査を行い、その調査結果を公表しなければなりません（第5条第1項、第4項）。

⑥ 職員による入札等の妨害の罪

公的発注機関の職員が、その職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円

以下の罰金に処せられます（第8条）。

この公的発注機関の職員に対する罰則の規定は、上述の①から⑤までの規定とは異なり、入札談合といった独占禁止法の違反行為の存在を前提としたものではありません。したがって、入札等の公正を害した公的発注機関の職員に対しては、民間事業者側の入札談合の有無にかかわらず、刑事罰が適用される可能性があります。

つまり、官製談合防止法の正式名称が「入札談合等関与行為の排除及び防止」と並んで、公的発注機関の職員の職務違背性・非違性に着目して「職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する」法律とされていることからわかるとおり、公的発注機関の職員が談合に関与した場合だけでなく非公開の入札情報を漏えいするなどして入札等の公正を害した場合も、この罪の対象に含まれることとなります（(4) Q 2 4 参照）。

なお、ここでいう「職員」には、地方公共団体の首長も対象として含まれます。

以上のとおり、官製談合防止法は、公共調達が発注者である公的機関を主に対象とするルールを規定するものですが、ここで留意すべき点は、⑥で述べた「職員による入札等の妨害の罪」の規定が民間事業者に対しても共犯として適用される可能性があるということです。

例えば、公的発注機関の職員と民間事業者とが共同で、入札談合等関与行為を行ったときや予定価格等の漏えいにより入札等の公正を害したときは、本来は公的発注機関の職員に対して適用される刑事罰の規定（第8条）が、民間事業者については共犯者（刑法第65条）として適用され、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金刑となる可能性があります（(4) Q 2 7 参照）。

したがって、「官製談合防止法は公的発注機関に関する法律なので民間事業者には関係ない」という認識は誤りであり、公共調達の入札に参加する民間事業者にも関係の深い法律であることに注意して、正しく理解する必要があります。

《参考事例（参考資料（5）③参照）》

○民間事業者側が官製談合防止法違反の共犯とされた事例

兵庫県姫路市の建設局長が、Aに、最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、Aが別の建設会社にその設計金額を教え、その建設会社は最低制限価格に近接する価格で入札し、落札した。Aは、姫路市の局長に見返りとして100万円を渡していた。

〈判決（平成29年 神戸地方裁判所）〉

- ・元建設局長・・・官製談合防止法、刑法（収賄罪）の違反により、懲役2年6月（執行猶予4年）
- ・A・・・・・・・・官製談合防止法、刑法（贈賄罪）の違反により、懲役2年（執行猶予4年）と追徴金100万円

さらには、非公開の入札情報の漏えいといった官製談合防止法違反による公的発注機関の職員の不正行為には、その相手方として非公開情報を入手した民間事業者の存在があり、官製談合防止法違反と併せて、民間事業者側に刑法の入札妨害罪が適用されることが多く、いわば両罪がセットになって摘発される事案が多発している点にも留意してください。

(3) 刑法や官製談合防止法に違反した場合のペナルティ等

民間事業者が、刑法の入札妨害罪や談合罪に該当する場合、あるいは官製談合防止法に規定する職員による入札等の妨害の罪の共犯に該当する場合には、上述の(1)や(2)のとおり刑事罰の対象となるほか、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき行政庁(国土交通大臣又は都道府県知事)が不動産鑑定業者又は不動産鑑定士に対して行う監督処分等や、公的発注機関が公共調達の発注者の立場で不動産鑑定業者に対して行う指名停止措置や競争入札参加資格停止措置などの対象にもなり得ます。例えば、平成30年に青森地裁で判決の出た不動産鑑定士の事件(参考資料(5)①参照)では、事件に関連する土地評価業務の発注機関である青森県庁は、入札妨害罪の疑いで逮捕(その後に起訴)された不動産鑑定業者に対して、24ヶ月の指名停止措置をしました。

また、公的発注機関が公共調達の契約の相手方の立場で違約金や損害賠償を請求することもありますし、不動産鑑定業者が株式会社である場合には株主が会社を代表して取締役・監査役等の役員等に対して法的責任を追及する株主代表訴訟を提起することもあります。

なお、刑法の入札妨害罪や談合罪、官製談合防止法違反には、独占禁止法のような排除措置命令や課徴金納付命令はありません((4)Q29参照)。

(4) Q & A

Q 1 0 刑法の入札妨害罪とは、どのような行為を処罰するのですか。

A 入札妨害罪とは、刑法第96条の6第1項の公契約関係競売入札妨害罪のことです。ここでは「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者」を罰するとしています。この場合、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されます。

Q 1 1 入札妨害罪の「偽計」や「威力」とは、どのような行為でしょうか。

A 「偽計」とは、他人の正当な判断を誤らせるような術策をいいます。正当な競争の下に応札するという信頼を崩す行為です。

「威力」とは、人の意志の自由を制圧するような勢力をいい、暴行・脅迫に限らず、それに至らない程度の威迫で足りるものと解されていて、地位や権勢を利用する場合も含まれます。

Q 1 2 入札の担当者である公務員と腹合わせをしている場合には、相手方をだましていないので、「偽計」にはならないのではないですか。また、公務員から指示があってそのとおりに従っている場合には当然「偽計」にならないのではないですか。

A 入札妨害罪の「偽計」の対象は、担当である公務員だけではありません。その公務員が属している国や地方公共団体、ひいてはその納税者に対して、(特定の事業者が入札に関する秘密情報を入手して応札するなどすれば) 公正な競争をするはずとの信頼を裏切るといふ「偽計」に当たります。

したがって、公務員と腹合わせしている場合だけでなく、公務員の指示に従った場合であっても、入札妨害行為を正当化する理由にはなりません。

Q 1 3 入札妨害罪は、入札が対象ですから随意契約には適用がないのですか。

A 地方公共団体では少額の契約の場合、いわゆる少額随契をすることがよくあります。

少額随契では、随意契約に先立ち、見積りを数社からとって、その中で最も安価な見積りを出した会社と契約をすることが多い(いわゆる見積合わせ)ですが、この見積りを出すときに競争があるので、最終的には随意契約になるとしても、見積合わせ段階で公正を害すべき行為があれば、入札妨害罪の対象になります。

平成28年5月の岡山地裁判決に係る岡山市の遊具修繕工事の事件(参考資料(5)②参照)や、平成30年9月の高知地裁判決に係る高知県南国市の農道補修工事の事件(事件番号:高知地方裁判所平成30年(わ)第55号)などは、いずれも見積合わせの段階で、公務員側が契約しようとしている事業者用と相見積もり事業者用の見積金額を指示する(事業者側はその指示に従う)といった不正があったことから、入札妨害罪で事業者が有罪になっています。なお、どちらのケースも公務員は官製談合防止法違反で有罪になっています。

Q 1 4 入札妨害罪の「入札の公正を害する行為」とは、どのような行為でしょうか。

A 「入札の公正を害する」とは、

- ①公の入札が公正に行われていることに対し客観的に疑問を抱かせる行為、
- ②公の入札の公正に不当な影響を及ぼす行為

をいいます。ただし、談合行為は刑法第96条の6第2項に規定されているのでこれには含まれません。

①の具体例としては、競争入札において特定の入札予定者にのみ入札情報を内報したり、予定価格等の入札に関する非公開・未公開の秘密情報を入手して、競争上不当に有利な立場に立って応札したりする行為があります。

②の具体例としては、談合に応じない者に対して脅迫を加えて談合に応じるよう要求したり、公的発注機関の職員と結託して、指名競争入札において談合に応じる事業者のみを指名してもらうようにしたりする行為があります。

①に該当する事例としては、例えば、平成28年5月に岡山地裁で判決の出た岡山市の遊具修繕工事の事件（参考資料（5）②参照）や、平成30年9月に高知地裁で判決の出た高知県南国市の農道補修工事の事件（事件番号：高知地方裁判所平成30年（わ）第55号）などは、いずれも見積合わせの段階で、公務員側から自社用の見積金額と相見積もり事業者用の見積金額（自社用より高い金額）をもらって、その金額で見積もりを出すことによって随意契約の相手方として選定してもらった行為が、入札妨害罪として事業者が有罪になっています。

また、②に該当する事例としては、平成30年10月に青森地裁で判決の出た不動産鑑定士の事件（参考資料（5）①参照）では、土地評価業務の指名競争入札に際して、県用地課長と共謀して、発注工区を分割したうえで、談合に応じないと見込まれた事業者を排除して指名業者を選定することを取り決め、そのとおり県の選定委員会で選定させ、予定通りの事業者に落札させた行為が、入札妨害罪に当たる、とされています。

Q 15 どのような情報を入手して入札に参加することが「入札の公正を害する」ことに当たりますか。

A 地方公共団体発注の建設工事では、最低制限価格のついた一般競争入札を行うことが多くありますが、この場合に、最低制限価格自体を不正に入手したり、あるいは最低制限価格を算出し、又は推定することのできる元となる予定価格や設計価格などの非公開情報を不正に入手して入札に参加すると、入札妨害罪に該当する可能性があります。最低制限価格ぎりぎりの価格で入札することにより、情報を不正に入手した事業者が落札できることが多いからです（例えば、平成28年7月の千葉地裁判決に係る千葉市の下水道施設の設計業務の事件、平成29年4月の神戸地裁判決に係る姫路市の橋梁補修工事の事件（参考資料（5）③参照）、平成30年2月の大津地裁判決に係る米原市の認定こども園の調理場拡張工事の事件、ほか多数）。

総合評価方式の一般競争入札では、非公表の予定価格や各事業者の評価点などを不正に入手して入札に参加したことをもって入札妨害罪とされる例が多いです。平成24年の高知談合事件や平成30年3月の千葉地裁判決に係る千葉市の県道舗装工事の事件などがそうです。

平成31年2月に奈良地裁で判決のあった葛城市の道の駅かつらぎの整備工事に係る事件では、入札公告前に工事内容を記した書類の漏洩、技術提案の内容が記載された入札公告前の資料、加点項目や評価基準を記した評価表の漏洩が問題になっています。こういった未公表の入札情報も「入札の公正を害する」という点で問題となることがあります。

Q 16 地域優先発注や分割発注など、発注方法の設定について国や地方公共団体に働きかけることは「入札の公正を害する」ことに当たりますか。

A 地方公共団体等が公共工事による地場産業の振興や中小企業対策として、地元企業に対する優先発注や分割発注を行うことがあります。このような一般的な政策目的で行われる働きかけが全て「入札の公正を害する」わけではありません。

しかし、平成30年10月の青森地裁判決に係る土地評価業務を巡る不動産鑑定士の事件（参考資料（5）①参照）のように、談合を容易にする目的で分割発注を働きかける行為などは、入札妨害罪に当たる可能性があります。

Q 17 非公表の情報をつかんで応札したが、結果的に落札できなかった場合には、入札妨害罪にはならないのですか。

A 入札妨害罪は、落札したかどうかは要件ではありません。入札の公正を害した段階で既遂になるので、たとえ落札できなくても、犯罪が成立します。

平成30年9月高知地裁判決に係る高知県南国市の農道整備工事を巡る入札妨害事件（事件番号：高知地方裁判所平成30年(わ)第55号）では、被告の事業者は落札できなかったのですが、有罪になっています。

Q 18 非公開又は未公開の入札情報を知ってしまったら、その入札ではどういふ行動をとればいいのでしょうか。

A 入札の公正を害さないためには、非公開や未公開の入札に関する秘密情報を入手することなく、公正に入札に応じる必要がありますが、万が一、事前にそのような情報を知ってしまったら、応札しないでおくことが必要です。

また、情報を知った状況にもよりますが、発注機関に対して非公開又は未公開の入札情報が漏洩している事実を報告することも検討することになります。

Q 19 直接公務員から聞き出したのではなく、第三者を通じて秘密情報を入手したのであれば、大丈夫ですか。

A 第三者を通じた情報入手であっても、入札妨害罪に問われる可能性があります。

平成30年の宮城県栗原市のくりはら交流プラザ改修工事の事件では、公務員から情報を聞き出した事業者から伝えられた会社の社長が、入札妨害罪で起訴されています。

Q 2 0 刑法の談合罪とは、どのような行為を処罰するのですか。

A 刑法第96条の6第2項では、談合罪として「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」を罰するとしています。この場合も、入札妨害罪と同じく、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されます。

Q 2 1 談合罪の「公正な価格を害し」の「公正な価格」というのはどういう価格ですか。予定価格の範囲内なら公正な価格を害してないのではないですか。

A 「公正な価格」とは、その入札が公正な自由競争の下で行われていたら成立する価格を指します。談合がこの意味の公正な価格を害する目的で行われれば、本罪が成立します。なお、公正な価格であるか否かと入札者の採算性は一応無関係とされています。

したがって、予定価格の範囲なら公正な価格を害してないから談合罪には当たらない、ということではありません。

Q 2 2 談合罪の「談合」とは、どのような行為ですか。

A 事業者同士で通謀し、応札の有無、応札価格などを明示的、黙示的にとりきめ、受注予定者が落札できるようにすることです。なお、談合金の支払いは要件ではありません。

Q 2 3 刑法の入札妨害罪（第 9 6 条の 6 第 1 項）と談合罪（同第 2 項）の違いは何ですか。

A 入札妨害罪は、秘密情報の入手等により入札の公正を害すれば成立します。談合罪のように応札者同士で談合していなくとも成立します。

典型的には、最低制限価格付きの競争入札の場合に、公的発注機関の職員から最低制限価格を入手したり、あるいは予定価格を入手し、そこから最低制限価格を算出したりして、応札するケースです。この場合ですと、最低制限価格ぎりぎりですと、談合をしていなくともかなりの確率で落札できることとなります。その他にも、予定価格や、総合評価方式の場合の評価点、入札参加業者名などの非公開・未公開情報を入手して入札に参加したことが入札妨害とされた例があります。

一方、談合罪は業者同士の談合があれば成立するので、予定価格等の秘密情報の入手といった行為がなくとも成立します。公的発注機関の職員の関与があった場合も、なかった場合もあり得ます。

しかし、実際には両罪の範囲は重なっています。

平成 2 4 年の高知談合事件では、公正取引委員会が談合を認定し、課徴金納付命令、排除措置命令を出した案件（※）について、高知地検が、事業者を入札妨害罪で起訴し、有罪となったケースもあります（なお、1 人の事業者は官製談合防止法違反の共犯）。

（※）公正取引委員会ホームページ参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/backnumber/2012/20121023_files/12101701honbun.pdf#search=%27E6%8E%92%E9%99%A4%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E5%91%BD%E4%BB%A4+%E5%9B%9B%E5%9B%BD%E5%9C%B0%E6%96%B9%E6%95%B4%E5%82%99%27

青森の不動産鑑定士の事件（参考資料（5）①参照）も、平成 3 0 年 1 0 月の青森地裁判決では、談合を認定していますが、事業者は入札妨害罪で有罪となっています。

これは、談合の過程で秘密情報を入手したりする行為が「偽計により公の入札の公正を害するもの」と考えられるからです。

Q 2 4 官製談合防止法違反の罪とは、どのような行為を処罰するのですか。

A 官製談合防止法第 8 条では、「(発注機関の) 職員が、その職務に反し、談合をそそのかすこと、予定価格その他入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、入札等の公正を害すべき行為」を罰しています。

官製談合防止法と略称されますが、正式名称は「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」であり、官製談合だけでなく、秘密を教示することなどにより、入札等の公正を害すべき行為をした者を広く罰しています。このため、入札妨害罪の官側の当事者も対象となりえます。

それだけでなく、これは独占禁止法の「不当な取引制限」(入札談合)があった場合の官側の当事者を罰することもありうる規定でもあるのです。独占禁止法違反の官側の当事者も対象となりえます。

平成 2 4 年の高知談合事件では、独占禁止法違反の入札談合があったとして行政処分がなされた事案について、官側で予定価格や評価点を漏洩した職員が、官製談合防止法違反で起訴され、有罪になっています。

Q 2 5 官製談合防止法の「入札談合等関与行為」(第 2 条第 5 項)と、刑事罰の対象となる「入札等の公正を害すべき行為」(第 8 条)とでは、どのような違いがありますか。

A 「入札談合等関与行為」は、公的発注機関の職員が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為に関与するものであることが必要です。一方で、公的発注機関の職員による入札等の妨害の罪となる行為(「入札等の公正を害すべき行為」)は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、前提として独占禁止法違反の存在を前提にしていません。

また、「入札談合等関与行為」は、公的発注機関の職員が①事業者等に入札談合等を行わせること、②受注者に関する発注者としての意向を表明すること、③発注に係る秘密情報を漏えいすること、④入札談合等を容易にする目的で幫助すること、の 4 つの類型に限定されています。

一方で、公的発注機関の職員による入札等の妨害の罪となる行為(「入札等の公正を害すべき行為」)は、公的発注機関の職員が、職務に反し、談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっていますので、行為類型が 4 つに制限されているわけではありません。

Q 2 6 官製談合防止法の対象となる発注機関は、具体的にはどのようなものがありますか。

A 官製談合防止法の対象となる発注機関は

①国

②地方公共団体

③国又は地方公共団体が資本の2分の1以上を出資している法人

④特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社

となります。なお、独立行政法人についても、③に該当すれば官製談合防止法の対象となる発注機関になります。詳しくは参考資料（4）を参照してください。

Q 27 刑法の入札妨害罪と官製談合防止法違反の罪との関係はどうなっているのですか。

A まず、適用の対象者についてですが、刑法の入札妨害罪は、偽計により公の入札の公正を害すべき行為ですので、事業者側にも公的発注機関の職員側にも適用があります。偽計の対象は入札を担当する公的発注機関の職員個人だけでなく、その職員が属する国や地方公共団体もこれに当たりますので、職員が偽計をするとも言えるのです。

一方で、官製談合防止法では、公的発注機関の職員が、入札等の公正を害すべき行為を行ったときに処罰することとしていますので、「入札の公正を害する」というのは同じですが、あくまで直接的には、公的発注機関の職員の不正が対象です。

次に、刑の量刑については、入札妨害罪が3年以下の懲役又は250万円以下の罰金であるのに対し、官製談合防止法では5年以下の懲役又は250万円以下の罰金となっています。このため、事業者については入札妨害罪が適用され、公的発注機関の職員には、(入札妨害罪よりもより刑罰の重い)官製談合防止法が適用になるのが通例です。

しかし、刑法には「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする」(第65条)という、いわゆる身分なき共犯の規定があります。このため、事業者が入札等妨害行為を行った公的発注機関の職員に教唆又は幫助をしたと認められるような場合には、事業者も官製談合防止法の共犯として処罰されることがあります。

実際に、平成24年の高知談合事件では、関わった事業者の一人が官製談合防止法違反で起訴されており、公的発注機関の職員よりも重い懲役2年(執行猶予)の刑を受けています。残りの事業者は、入札妨害罪で起訴され、懲役1年6月(執行猶予)でした。

また、平成29年4月の神戸地裁判決に係る姫路市の橋梁補修工事の事件(参考資料(5)③参照)では、最低制限価格を算定する基礎となる設計価格を入手し、入札しようとする会社に伝えた事業者が、官製談合防止法違反で処断されました。

Q 2 8 刑法の入札妨害罪や談合罪の対象となる「公の入札」と、官製談合防止法の対象となる入札とはどう違うのですか。

A 刑法の入札妨害罪や談合罪の対象となる「公の入札」は、国または公共団体（地方公共団体、公庫、公団など）が実施する入札を言います。独立行政法人等の公的な団体の入札についても、その入札が公務に該当する場合には「公の入札」に該当するものと解されます。ただし、権限ある機関によって適法に入札に付すべき旨の決定がなされることが必要であり、この決定前になされる公正阻害行為は、入札妨害罪に該当しません。

一方で、官製談合防止法では、国、地方公共団体のほか、

○国又は地方公共団体が資本の2分の1以上を出資している法人

○特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社

のように、公的資金の入った特定の法人、会社も対象となります。詳しくは参考資料（4）を参照してください。

しかし、事業者が入札に関する秘密情報を入手して入札に参加するなどした場合には、刑法の入札妨害罪として処断されることが多いですが、Q 2 7のとおり、官製談合防止法違反の共犯として起訴されることもありますので、同法の対象となる上記法人・会社の入札でも、公の入札に準じて、予定価格等の入札に係る秘密情報の入手等、入札の公正を害する行為は控えなければなりません。

Q 29 独占禁止法の不当な取引制限違反の罪と、刑法の入札妨害罪や談合罪、官製談合防止法違反の罪との関係はどうなっているのですか。

A まず、適用の対象となる入札ですが、独占禁止法は、公正で自由な競争の維持・促進を図ることが目的で、その観点から入札談合を不当な取引制限違反として禁じています。このため、競争の場であれば公共だけでなく民間の入札であつても規制の対象となります。

一方で、刑法の入札妨害罪及び談合罪は「公の入札」が対象で、民間の入札は対象となりません（ただし、偽計業務妨害罪という別の犯罪の可能性もあることについては、(4) Q 30を参照してください）。

また、官製談合防止法も、国、地方公共団体、公的資金の入った特定の法人・会社のいずれかが発注機関である場合に限られます。

次に、違反した場合の刑事罰や行政処分ですが、独占禁止法は、刑事罰だけでなく、課徴金や排除措置命令といった行政上の措置も併せて行われます。

一方で、入札妨害罪や談合罪、官製談合防止法違反には、このような措置はありません。

また、独占禁止法は、公正取引委員会が所管している法律であり、その刑事罰については公正取引委員会の専属告発とされており、同委員会の告発がなければ、刑事事件化されることはありません。

一方で、刑法の入札妨害罪や談合罪、あるいは官製談合防止法違反の罪には、このような要件はありません。このため、独占禁止法の不当な取引制限として摘発された事案について、公正取引委員会による独占禁止法違反の告発はなくとも、別途、入札妨害罪等の罪で起訴されることはあるのです。

現に、平成24年の高知談合事件では、独占禁止法で排除措置命令や課徴金納付命令は出たのですが、刑事告発はなされませんでした。しかし別途、関わった公務員と事業者1人に官製談合防止法が、2人の事業者に入札妨害罪が適用されて有罪となっています。

《参考》刑罰規定の比較

根拠法	事業者側	発注機関側	刑罰
独占禁止法 第89条	不当な取引制限	不当な取引制限の 罪の共犯	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
刑法 第96条の6	入札妨害罪	入札妨害罪	3年以下の懲役又は 250万円以下の罰金
	談合罪	談合罪の共犯	3年以下の懲役又は 250万円以下の罰金
官製談合防止法 第8条	職員による入札等 の妨害の罪の共犯	職員による入札等 の妨害の罪	5年以下の懲役又は 250万円以下の罰金

Q30 「公の入札」でない、民間企業による競争入札の場合は、予定価格等の入札に係る秘密情報を入手する等の行為をしても大丈夫でしょうか。

A 刑法の入札妨害罪や談合罪、官製談合防止法は、純粹の民間企業の入札には適用がありません。

しかし、独占禁止法は、公正で自由な競争の維持・促進を図ることが目的で、その観点から入札談合を不当な取引制限違反として禁じています。このため、民間企業による競争入札であっても規制の対象となります。

さらには、独占禁止法では、入札に関する非公開情報を入手して入札に参加すると、(不当な取引制限でなく) 不公正な取引方法として排除措置命令がかけられることがあります。

平成30年の農林水産省東北農政局の事件(※)では、非公開の入札情報(参加企業の技術評価点、順位等)を入手して入札に参加する(このほかにも、評価担当職員に、技術提案の内容についての添削や助言を受けていた)などしたため、他の入札参加者と東北農政局との取引を妨害したとして「不公正な取引方法」で排除措置命令が出されています。

(※) 公正取引委員会ホームページ参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180614_10.html

これは国の入札でしたが、独占禁止法は民間企業の入札でも適用になるため、民間企業の入札で非公開の情報を入手して入札に参加するなどしたら、この違反に当たる可能性があります。

なお、刑法には偽計業務妨害罪というものがあり、これは民間企業の入札にも適用になります。「偽計を用いて、人・々の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」(刑法第233条)です。

この規定が入札談合に適用された事件としては、平成15年に東京地裁で判決のあった国後島のディーゼル発電施設設置工事の一般競争入札の事件(事件番号:東京地方裁判所平成14年刑(わ)第1872号、同第2584号)があります。これは国際機関である支援委員会が発注する工事でしたので、「公の入札」とは言えない案件でした。

これを巡って、外務省職員が、特定の事業者に落札させるため、入札参加意欲のある他の事業者に入札参加を断念させ、ダミーで入札参加意欲のない事業者を参加させ、特定の事業者に予定価格に関する情報を漏洩し、当該事業者に落札させたものです。

この事件では、関わった外務省職員2名と当該事業者の社員2名が偽計業務妨害罪で有罪となりました。

また、民間企業であるJR東海が発注機関となるリニア建設工事に関して、当初、東京地検は、偽計業務妨害罪容疑で関係企業に強制捜査に入りました。ただし、この事件では、その後、公正取引委員会の告発を経て独占禁止法違反で起訴することとなりました。

Q 3 1 入札談合や入札妨害、官製談合に関与したと認められた民間事業者は、発注機関から、民法等による損害賠償請求をされることがありますか。

A 入札談合等により、市場における競争が正常に機能しなくなった結果として、公共調達が発注機関が、入札談合等がなかったと仮定した場合と比べて相対的に高い価格で契約させられてしまった場合、これが発注機関にとっての損害になることから、発注機関は、入札談合等に関与した民間事業者に対して損害賠償請求をすることがあります。

なお、ここでいう発注機関にとっての「損害」の額については、基本的には、実際の落札額(=契約額)から談合がなければ成立したであろう想定落札額を差し引いた差額と考えられます。

公共工事に係る請負契約書では、受注者が独占禁止法違反や刑法違反(入札妨害罪や談合罪)に該当したときには発注機関に対して違約金を支払うこととする条項が規定されていることもあります。発注機関は受注者に対して、まずはこの条項に基づいて違約金を請求し、それでも損害の回復に至らない場合には損害賠償請求をすることとなります。

また、官製談合の事案において公的発注機関が損害賠償請求を行う場合で、入札談合等関与行為を行った公的発注機関の職員に故意又は重大な過失があるときには、通常は発注機関の職員及び民間事業者に対して連帯責任として請求するものと考えられます。

しかし、発注機関は、損害の回復の観点から、談合を行った事業者に対する請求を優先すべきだと判断して、談合を行った事業者に対してのみ損害賠償請求を行うこともできます。この場合、発注機関は、共同不法行為の連帯責任を負う事業者に対し、損害の全額を請求することが可能です。事業者は、発注機関からの請求を受けて損害の全額を賠償したときは、別途、共同不法行為の連帯責任を負う発注機関の職員に対して、その負担割合分の求償を行うことが可能となります。

官製談合の事案であった平成24年の高知談合事件では、発注機関である国土交通省四国地方整備局は損害額を算定するに当たり、想定落札額については市場が正常に機能していたと考えられる期間における同種工事の平均落札率を基に算定した上で、その想定落札額と実際の落札額との差を損害ととらえました。この損害を回復するため四国地方整備局は、まずは不法な利益を得た受注者に対して契約条項に基づく違約金を請求した上で、不足分について、受注者だけでなく、受注者とともに共同不法行為の連帯責任を負う四国地方整備局の職員に対して損害賠償請求しました。

3. 参考資料

(1) 関係法令条文

①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（抜粋）

昭和 22 年法律第 54 号

最終改正 平成 28 年法律第 108 号

〔目的〕

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

2 この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

3 この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

4 この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

5 この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

7・8 (略)

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

- イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- ロ 不当な対価をもつて取引すること。
- ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔注：第45条から第70条の12まで〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

〔課徴金、課徴金の減免〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百

分の三、卸売業については百分の二とする。) を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率
 - ハ 取引の相手方

2～4 (略)

5 第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一・二 (略)

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四～六 (略)

6 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の一月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定による通知（次項、第十項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の一月前の日）までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。）であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

7 第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」

とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

- 一 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）
又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者
 - 二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者
- 8 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。
- 一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者
 - 二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者
 - イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。
 - ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。
- 9 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。

- 10 公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。
- 一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号、次項及び第二十五項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）であること。
 - 二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。
- 11 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第四号に該当するときは同項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するときは第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。
- 一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。
 - 二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。
 - 三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。
 - 四 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。
- 12 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が五に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が三以下である場合に限る。）については、第一項又は第五項

から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

- 一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行つた者
 - 二 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の者
- 13 第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。
- 一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等（事業者の子会社（会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ。）の関係にあること。
 - 二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。
 - 三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。
 - イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

1 4 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

1 5 公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

1 6 公正取引委員会は、第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

1 7 公正取引委員会が、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第十項から第十二項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者（当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。）が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し（当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

1 8 公正取引委員会は、第十項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

- 19 公正取引委員会は、第一項又は第四項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第一項、第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。
- 20 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。
- 21 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第四項の規定による命令をする際に（これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに）、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 22 第一項又は第四項の規定による命令を受けた者は、第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。
- 23 第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 24～26 （略）
- 27 実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日から五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

〔排除措置〕

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- 2 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- 3 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第

八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一項において同じ。）に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

〔構成事業者に対する課徴金、課徴金の減免〕

第八条の三 第七条の二第一項、第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。〔以下略〕

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔無過失損害賠償責任〕

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

〔損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、消滅時効〕

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

2 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したも

2 前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をした

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第八十九条 五億円以下の罰金刑
 - 二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。） 三億円以下の罰金刑
 - 三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、第九十一条、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑
- 2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
- 一 第八十九条 五億円以下の罰金刑
 - 二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。） 三億円以下の罰金刑
 - 三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）又は第九十四条 各本条の罰金刑
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。
- 4 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。
- 5 第二項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。
- 6 第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

〔違反行為の防止等をしない法人の代表者への罰則〕

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

〔違反行為の防止等をしない事業者団体の理事等への罰則〕

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号又は第九十条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

〔専属告発〕

第九十六条 第八十九条から第九十一条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

- 2 前項の告発は、文書をもつてこれを行う。
- 3 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、前条第一項又は第百条第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。
- 4 第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

② 刑法（抜粋）

明治40年法律第45号
最終改正 平成29年法律第54号

（身分犯の共犯）

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 （略）

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（信用毀損及び業務妨害）

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

③ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）

平成 14 年法律第 101 号

最終改正 平成 29 年法律第 54 号

（趣旨）

第一条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人
- 二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べるることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第一項及び第二項の調査の結果を公表しなければならない。

5 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

- 6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第三条第二項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第一項に規定する公庫の長をいう。）は、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百号）第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。
- 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第五項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（職員に係る懲戒事由の調査）

- 第五条** 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。
- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第一項本文又は第二項の調査の結果を公表しなければならない。

(指定職員による調査)

第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）に、第三条第四項、第四条第一項若しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)

第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

第九条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

(2) 不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）

昭和57年公正取引委員会告示第15号
改正 平成21年公正取引委員会告示第18号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定により、不公正な取引方法（昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号）の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

不公正な取引方法

（共同の取引拒絶）

- 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - 二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

（その他の取引拒絶）

- 2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

（差別対価）

- 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第二条第九項第二号に該当する行為のほか、不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

（取引条件等の差別取扱い）

- 4 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

（事業者団体における差別取扱い等）

- 5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

（不当廉売）

- 6 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（不当高価購入）

- 7 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（ぎまんの顧客誘引）

- 8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤

認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

(不当な利益による顧客誘引)

- 9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

(抱き合わせ販売等)

- 10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

(排他条件付取引)

- 11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

(拘束条件付取引)

- 12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

(取引の相手方の役員選任への不当干渉)

- 13 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

(競争者に対する取引妨害)

- 14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

(競争会社に対する内部干渉)

- 15 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

(3) 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）（抜粋）

平成6年7月5日 公正取引委員会
平成27年4月1日 最終改正

はじめに

1 本指針の趣旨

(1) 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五四号））は、事業者が私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の行為を行うことを禁止し、また、事業者の結合体である事業者団体がこれと同様の競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

国、地方公共団体、特殊法人等が行う入札は、入札参加者間の競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするものである。入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するいわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わせしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

(2) この指針は、事業者や事業者団体による入札談合の独占禁止法違反事件が数多く生じている状況を踏まえ、入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てようとするものである。

2 本指針の構成等（略）

第一 入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要（略）

第二 入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法

1 受注者の選定に関する行為

(1) 考え方

会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定の基本的な内容は、入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定しその者が受注できるようにすることであ

り、具体的な手段・方法のいかんを問わない。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注予定者又は受注予定者の選定方法に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではない。

仮に第三者による受注予定者の推奨があった場合においても、事業者が共同して又は事業者団体が、その推奨に従うことを決定すれば、受注予定者の決定に当たる。

(2) 参考例

○原則として違反となるもの

1-1	(受注予定者等の決定)	<p>○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。</p> <p>〈具体例〉</p> <p>X ほか建設業者事件（平成四年（勸）第一六号）では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、指名を受けた者による会合等で話し合いを行い、PR チラシ（受注を希望する者が、あらかじめ、工事ごとに、工事箇所、近隣の工事実績等を記載して提出した書面）の提出の有無、提出の時期及び記載内容の正確度、当該工事に関連する過去の工事実績等の要素を勘案して、あらかじめ、受注を希望する者の中から受注予定者を決定し、指名を受けた者は受注予定者が受注できるよう協力する等の合意の下に、受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Y ほか支払通知書等貼付用シール供給業者事件（平成五年（勸）第九号）では、乙省庁が指名競争入札により発注する支払通知書等貼付用シールについて、指名を受けた者等の間での話し合いにより、入札の都度、あらかじめ、受注予定者を決定すること、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力すること等を決定し、これに基づき受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p>
-----	-------------	---

Z 建設業者団体事件（昭和六三年（納）第一五号）では、丙国海軍極東建設本部が入札により我が国において発注する建設工事について、あらかじめ、入札に参加する者の間で協議して受注予定者を定めること等を決定し、これに基づき構成事業者を受注予定者を決定させていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

U 測量業者団体事件（平成五年（勸）第五号）では、丁省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、業務の種類に応じて、点数制

（構成事業者の指名実績及び受注実績を基に一定の算定方法により算出した点数が最も高い者から優先的に受注予定者を定める方式）又は順番制（あらかじめ定めた順番により受注予定者を定める方式）により、受注予定者を定め、指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、これに基づき構成事業者を受注予定者等を決定させていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

V ビルメンテナンス業者団体事件（平成五年（勸）第一〇号）では、戊地区所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者が既に受注して契約している物件については、次回の入札等の際、当該事業者を受注予定者とし、新規に発注される業務については、指名を受けた構成事業者間の話し合いにより受注予定者を定め、受注予定者以外の指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、この決定に基づき構成事業者を受注予定者を定めさせていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

〔留意事項〕 「原則として違反となるもの」として上に記した1—1（受注予定者等の決定）の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。

ア 次のような行為は、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

<p>1-1-1 (受注意欲の情報交換等)</p>	<p>○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X 建設業者団体事件（昭和五七年（勸）第一三三号）では、甲県及び乙市が指名競争入札により発注する建設工事について、指名業者間の話し合いを行うこととし、当番幹事が司会を行い指名業者から受注希望の有無を聴取して話し合いの円満解決への進言等を行うこととするとともに、調停の方法等をも定めることにより、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y ほか建設業者事件（平成五年（勸）第一九号）では、丙市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する土木工事について、受注希望者が一名のときは、その者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者の間の話し合い等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Z ほか測量業者事件（平成五年（勸）第七号）では、丁地区の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する航空写真測量業務について、指名を受けた者による会合を開催する等して、当該物件に関する営業活動の実績、当該物件に関連する過去の受注実績等の要素を勘案して受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p>
<p>1-1-2 (指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供)</p>	<p>○ 事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X ほか消防ホース製造販売業者事件（昭和六一年（勸）第二号）では、甲消防庁が指名競争入札により発注する消防ホースについて、甲消防庁に対する</p>

		<p>既往の納入実績に基づき、これに修正を加えて銘柄別累計額を算出し、その最も少ない銘柄を納入することとして受注予定者を定めることを決定し、入札の都度受注予定者を確認し合い、受注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Yほか道路標識・標示等工事業者事件（平成四年（勸）第二九号）では、乙県が指名競争入札又は見積り合わせにより発注する道路標識・標示等の工事について、指名を受けた者の中で一定の算定方法により算出した指名回数が最も多い者を受注予定者とする等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Z造園工事業者団体事件（平成四年（勸）第一七号）では、丙市及び丙市が出捐等している財団法人等が指名競争入札又は見積書による入札により発注する造園工事等について、業務ごとに、受注金額に応じ一定の算式により減算し指名回数により加算する持ち点数の多い者を受注予定者とする等により構成事業者を受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
<p>イ 受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（1-1）に伴って受注予定者が受注できるようにするために行われる次のような行為は、1-1による違反行為に含まれる。</p>		
<p>1-1-3 （入札価格の調整等）</p>		<p>○ 受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格に関する連絡・指示等を受けた上で、受注予定者が受注できるようにそれぞれの入札価格を設定すること。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>Xほか電気工事業者事件（平成五年（勸）第一三号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する電気工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者以外の指名を受けた者は、受注予定者からその入札価格又は指名見積り合わせに提出する価格の連絡を受け、受注予定者の価格より高い価格で入札又は見積書の提出を行うことにより、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に、必要に応じて当該業者以外で指名を受けた者の協力を得て、受注予定者を決定し、受</p>

	<p>注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Y 測量業者団体事件（平成五年（勸）第五号）では、乙省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、受注予定者を定めるとともに、指名を受けた構成事業者は、受注予定者の入札価格が最低価格となるように入札価格を調整し、受注予定者が受注できるように協力すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
<p>ウ 次のような行為は、受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（1-1）を前提にして、その決定を容易にし、又は強化等するために行われるものであるが、受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、これらの行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。</p> <p>なお、このような行為は、それ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号又は第五号、第一九条）。</p>	
<p>1-1-4 （他の入札参加者等への利益供与）</p>	<p>○ 事業者が共同して又は事業者団体が、受注予定者に他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払等の利益供与をさせること。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X ほか建設業者事件（平成四年（勸）第一六号）では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の決定を容易にするため、必要に応じ、工事を受注した者が、「救済」と称して、受注を希望していた受注予定者以外の事業者又は一定期間受注の実績の無い事業者に、工事の一部を施工させていたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Y ほか防疫殺虫剤販売業者事件（平成四年（勸）第三号）では、乙県所在の市町村が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する防疫殺虫剤について、受注予定者及び受注予定価格を決定するとともに、当該指名競争入札等の参加者の利益をほぼ均等化させるため、受注予定者が受注予定者以外の者に対して行う利益の配分方法及び配分額を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p>
<p>1-1-5</p>	<p>○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の内容に従うよう要請、強要等を行い、決定に参加・協力しない事業者に対し</p>

(受注予定者の決定への参加の要請、強要等)

て、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い等により入札への参加を妨害し、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払等の不利益を課すこと。

〈違反とされた具体例〉

X 道路舗装工事業者団体事件（昭和五四年（勸）第二号）では、甲県所在の地方公共団体等が指名競争入札により発注するアスファルト舗装工事について、構成事業者に「研究会」と称する会議で受注予定者を決定させ、その実効を確保するため、構成事業者以外の指名業者に研究会への出席を勧誘し、協力しない者に対してアスファルト合材を供給しないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

Y 測量業者団体事件（昭和五七年（勸）第七号）では、乙県所在の地方公共団体等が指名競争入札又は見積り合わせを経た随意契約により発注する測量設計等業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、受注予定者以外の構成事業者が受注予定者よりも低い価格で受注した場合はその回数に応じて一定期間の団体活動の停止又は除名処分を検討すること等を内容とする「懲罰規定」を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

Z ビルメンテナンス業者団体事件（平成五年（勸）第一〇号）では、丙県所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、その決定内容の実効を確保するため、受注予定者以外の構成事業者が、誤記により落札した場合には受注予定者に対して利益相当額を支払い、故意により落札した場合には他の構成事業者は完済保証人にならないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

○違反となるおそれがあるもの

<p>1—2</p> <p>(指名や入札参加予定に関する報告)</p>		<p>○ 事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。</p> <p>〈問題点〉</p> <p>このような行為は、受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X ほか水道メーター製造業者事件（平成四年（勸）第三五号）では、甲県所在の市町村及び水道企業団が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する水道メーターについて、指名を受けたときはその旨を原則として当該入札日又は見積書提出日の二日前までに幹事会社に通知することとした上で、一定の方法により受注予定者等を決定していたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Y 管工事業者団体事件（平成二年（勸）第五号）では、乙県及び丙市並びにこれらが出捐している公社等が指名競争入札により発注する管工事について、構成事業者に入札参加の指名を受けた場合その旨を速やかに団体へ通知させるとともに、話し合い等により受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
<p>1—3</p> <p>(共同企業体の組合せに関する情報交換)</p>		<p>○ 共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（4—9 に該当するものを除く。）。</p> <p>〈問題点〉</p> <p>このような情報交換は、受注予定者決定のための情報交換に転化することが多く、このような場合には、受注予定者の決定につながるものとして、問題となる。</p> <p>また、事業者団体が、構成事業者に対して、事業者の組合せに関する指示や決定を行うことは、受注予定者の決定に伴うものとして問題となる場合があ</p>

		<p>るとともに、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとしてそれ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号）。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>Xほか建設業者事件（平成五年（勸）第二〇号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する下水管きよ工事について、共同施工方式による場合には、同市から共同企業体の構成員として選定された者による組合せ会と称する会合において、第一グループ及び第二グループのグループごとの話し合い等により、各グループに属する構成員のうちから受注すべき共同企業体の構成員となるべき者を決定し、これらの者の組合せによる共同企業体を受注予定者に決定していたことが、法第三条違反とされた。</p>
1—4	（特別会費、賦課金等の徴収）	<p>○ 事業者団体が、構成事業者から、入札による受注に応じた特別会費、賦課金等を徴収すること。</p> <p>〈問題点〉</p> <p>このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>X測量業者団体事件（平成五年（勸）第五号）では、甲省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、構成事業者を受注予定者を定めさせるとともに、受注予定者となって受注した者から特別会費を徴収すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>

○原則として違反とならないもの

1—5	(発注者に対する入札参加意欲等の説明)	○ 事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。
1—6	(自己の判断による入札辞退)	○ 指名競争入札において、指名を受けた事業者が、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことやそれらから要請等を受けることなく、自己の事業経営上の判断により、入札を辞退すること。

2 入札価格に関する行為

(1) 考え方

価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者が共同して又は事業者団体がこれに関する活動をする場合は、独占禁止法上の問題となる可能性が極めて高いものである。

会計法、地方自治法等では、一般的な入札制度について、原則として入札参加者の中から予定価格の範囲内で最低の（契約の目的によっては最高の）価格をもって入札した者を契約の相手方とし、その入札価格を契約価格とするという厳格な価格競争の方法を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、最低入札価格（契約の目的によっては最高入札価格）、受注予定価格等又はそれらの設定の基準となるもの（以下「最低入札価格等」という。）を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、最低入札価格等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

最低入札価格等を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、不当な低価格受注を防止するためといった理由によって正当化されるものではない。会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

(2) 参考例

○原則として違反となるもの

<p>2-1 (最低入札価格等の決定)</p>	<p>○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る最低入札価格等を決定すること。 (具体例) X ほか水道メーター製造業者事件(平成四年(勸)第三三号)では、甲地方公共団体が単価同調方式(当該年度中の納入数量をあらかじめ確定せず納入単価のみを指名競争入札により決定し、最低入札単価を入札した者及び当該納入単価による納入に同意する者と契約を締結する方式)により発注する水道メーターについて、最低入札単価の低落防止を図るため、最低入札単価、当該入札単価で入札すべき者及びその他の入札参加者の入札単価を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Y 石油製品販売業者団体事件(昭和五九年(勸)第五号)では、乙市等が入札により発注する石油製品について、油種ごとに、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の入札価格を決定していたことが、法第八条第一項第一号違反(現行法第八条第一号)とされた。</p>
<p>[留意事項] 「原則として違反となるもの」として上に記した2-1(最低入札価格等の決定)の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。 次のような行為は、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。</p>	
<p>2-1-1 (入札価格の情報交換等)</p>	<p>○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 (違反とされた具体例) X ほか合板製造業者事件(昭和二三年(判)第二号)では、甲省庁が入札により発注する合板について、国内の合板メーカー多数が、事前に入札価格について種々雑談することによって、各自、自己以外の者の入札価格を察知し、大多数がほと</p>

		んど同一価格で入札したことが、法第三条違反とされた。
--	--	----------------------------

○違反となるおそれがあるもの

2-2	(入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等)	<p>○ 入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定 価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。</p> <p>〈問題点〉</p> <p>このような情報の収集・提供、情報交換等は入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多く、このような場合には、最低入札価格等の決定につながるものとして、問題となる。</p> <p>また、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながるものとして、問題となる。</p> <p>〈違反とされた具体例〉</p> <p>Xほか公共下水道用鉄蓋製造販売業者事件（平成三年（判）第二号）では、甲市が下水道工事価格の積算のため指定業者に市型鉄蓋（甲市が定めた仕様による公共下水道用鉄蓋）の見積価格を提出させ、見積価格の約九〇パーセントに当たる金額をもって工事発注の際の設計単価としており、同設計単価から工事業者及び商社のマージンを差し引いたものが工事業者向けの販売価格となる関係にあることを認識した上で、甲市に見積価格を提出するについて最低見積価格を決定し、その上で工事業者のマージン等を勘案して販売価格を決定したことが、法第三条違反とされた。</p>
-----	--------------------------------	--

○原則として違反とならないもの

2-3	(積算基準についての調査)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
2-4	(標準的な積算方法の作成等)	○ 中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

3 受注数量等に関する行為

(1) 考え方

入札制度の中には、契約の性質又は目的から、価格のほかに数量等他の条件をもって申込みを行い、その申込みの内容に応じて、落札者及び落札価格に加えて落札の数量等をも併せて決定するものがある。このような入札において、事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定することは、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注の数量、割合等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

事業者が共同して又は事業者団体が、受注の数量、割合等を決定することが違反とされるのは、その行為の理由のいかんを問わない。価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者が共同して又は事業者団体がこれに関する活動をすることは、独占禁止法上の問題となる可能性が極めて高いものである。

(2) 参考例

○原則として違反となるもの

3-1	(受注数量、割合等の決定)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。 〈具体例〉Xほか絹織物販売業者事件（昭和二五年（判）第一四号）では、甲公団保有の輸出絹織物在庫品の国内処分としての競争入札に当たり、入札参加者二五社中の一〇社が最低入札数量である全量の一〇分の一をそれぞれ落札すること及びその際の入札価格を決定したことが、法第三条違反とされた。
-----	---------------	---

--	--	--

○原則として違反とならないもの

3-2	(官公需受注実績等の 概括的な公表)	○ 事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。
-----	-----------------------	--

4 情報の収集・提供、経営指導等

(1) 考え方

事業者団体が、入札制度一般に関する情報若しくは資料の収集・提供又は本指針の内容にのっとり入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について一般的な知識の普及活動を行うことは、原則として違反となるものではない。

これに対して、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に関して、情報を収集・提供し、又はそれら事業者間の情報交換を促進することについては、競争制限的な若しくは競争阻害的な行為につながるような場合又はそのような行為の手段・方法となるような場合には独占禁止法上問題となる。

事業者が他の事業者と共同しないで独立に情報を収集することが、その限りにおいては独占禁止法上問題とならないことは、言うまでもない。これに対して、入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換するようなことは、独占禁止法上問題となり得る。

事業者団体による経営指導が必要とされるのは、基本的に、中小企業者の団体においてである。経営指導の形態を採っていても、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に係る事業者の活動に関して指導を行うようなときには、入札価格についての目安を与えたり、受注予定者の決定への参加を要請する等の競争制限的な又は競争阻害的な行為につながりやすく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる。

入札制度一般の内容や運用に関して要望又は意見の表明を行うことは、その限りにおいては、事業者単独で行うことはもちろん、事業者が共同して又は事業者団体が行っても、問題とならない。また、事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うことも、その限りにおいては、問題とならない。

(2) 参考例

(受注予定者等の決定行為に関する留意事項)	1-1-1 又は 1-1-2 に該当する行為は、1-1 (受注予定者等の決定) の留意事項として前に記したとおり、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。
(受注意欲の情報交換等)	○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 (1-1-1 として前掲)
(指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。 (1-1-2 として前掲)
(最低入札価格等の決定行為に関する留意事項)	2-1-1 に該当する行為は、2-1 (最低入札価格等の決定) の留意事項として前に記したとおり、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。
(入札価格の情報交換等)	○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 (2-1-1 として前掲)

○違反となるおそれがあるもの

4-1	(指名や入札参加予定に関する報告)	○ 事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。 (1-2 として前掲)
-----	-------------------	--

4—2	(共同企業体の組合せに関する情報交換)	<p>○ 共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（4—9 に該当するものを除く。）。</p> <p>(1—3 として前掲)</p>
4—3	(入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等)	<p>○ 入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。</p> <p>(2—2 として前掲)</p>

○原則として違反とならないもの

4—4	(入札に関する一般的な情報の収集・提供)	<p>○ 事業者団体が、官公庁や民間の調査機関等が公表した入札に関する一般的な情報（発注者の入札に係る過去の実績又は今後の予定に関する情報、入札参加者の資格要件又は指名基準に関する情報、労務賃金、資材、原材料等に係る物価動向に関する客観的な調査結果情報等）を収集・提供すること。</p>
4—5	(官公需受注実績等の概括的な公表)	<p>○ 事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。</p> <p>(3—2 として前掲)</p>

4—6	(平均的な経営指標の作成・提供)	<p>○ 事業者団体が、構成事業者から、財務指標、従業員数等経営状況に関する情報で通常秘密とされていない事項について、情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。</p> <p>なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは公表について構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれらの情報を取りまとめて公表することもできる。</p>
4—7	(入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供)	<p>○ 入札に参加しようとする事業者を構成員とする中小企業者の団体が、構成事業者の情報収集能力の不足を補うため、当該入札に関する対象物件の内容、必要な技術力の程度等について発注者が公表した情報を収集・提供すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。</p>
4—8	(経常共同企業体の組合せに関する情報提供)	<p>○ 中小企業者の団体が、入札に参加するための経常的な共同企業体としての資格申請を構成事業者が行おうとする場合に、その求めに応じて、共同企業体の構成員の組合せに係る過去の客観的な事実に関する情報を提供すること。</p>
4—9	(共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等)	<p>○ 事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。</p>
4—10	(発注者に対する入札参加意欲等の説明)	<p>○ 事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。</p> <p>(1—5 として前掲)</p>

4-11	(標準的な積算方法の作成等)	○ 中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと(事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。) (2-4として前掲)
4-12	(経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供)	○ 中小企業者の団体が、経常的な共同企業体の運営に関する一般的な指針(構成員の分担業務実施のための必要経費の分配方法、共通費用の分担方法等)を作成し、構成事業者に提供すること。
4-13	(積算基準についての調査)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること(事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。) (2-3として前掲)
4-14	(独占禁止法についての知識の普及活動)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、本指針の内容にのっとり、入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について、一般的な知識の普及活動を行うこと。
4-15	(契約履行の必要性に関する啓蒙等)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札による契約について、その確実な履行、下請取引の適正化や操業の安全の確保の必要性に関する一般的な啓蒙を行い、又はそのために技術の動向や入札制度若しくは関係法令の内容について調査し、一般的な知識の普及活動を行うこと(特定の入札に係る情報交換、指導、要請等の活動につながるものに限る。)
4-16	(国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明)	○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札制度一般の内容や運用に関して、国、地方公共団体等に対して、要望又は意見の表明を行うこと。
4-17	(発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明)	○ 事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うこと。

(4) 官製談合防止法の対象となる発注機関

①国

②地方公共団体

③国又は地方公共団体が資本の2分の1以上を出資している法人

このうち、国が資本金の2分の1以上を出資している法人については、以下のとおり（平成31年1月現在 212法人）。 出典：会計検査院ウェブサイト

・政府関係機関（4）

沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門(注1)、株式会社国際協力銀行

・事業団・株式会社・各種団体（36）

日本私立学校振興・共済事業団、日本銀行、日本中央競馬会、預金保険機構、東京地下鉄株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、日本司法支援センター、全国健康保険協会、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社産業革新投資機構、日本年金機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、農水産業協同組合貯金保険機構、新関西国際空港株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、横浜川崎国際港湾株式会社、外国人技能実習機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社日本貿易保険（以上のほか、清算中のものなどが7団体）

・独立行政法人(注2)（83）

国立公文書館、情報通信研究機構、酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、航空大学校、国立環境研究所、教職員支援機構、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車技術総合機構、造幣局、国立印刷局、国民生活センター、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、北方領土問題対策協会、国際協力機構(注1)、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、労働者健康安全機構、国立病院機構、医薬

品医療機器総合機構、環境再生保全機構、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、日本高速道路保有・債務返済機構、日本原子力研究開発機構、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用独立行政法人、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、勤労者退職金共済機構、日本医療研究開発機構

・国立大学法人(注2)(86)

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術大学、富山大学

・大学共同利用機関法人(注2)(4)

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めています。

(注2) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立研究開発法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」については、記載を省略しています。

④特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社

(注) 日本電信電話株式会社(N T T)及び日本郵政株式会社が政令で除かれていますが、日本郵政株式会社については③により対象となります。

(5) 判例 (注: 一部省略及び略称化等あり)

①青森地方裁判所判決 (土地評価業務に関する不動産鑑定士の入札妨害事件)

平成30年(わ)第61号

判 決
主 文

被告人αを懲役1年2月に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、不動産鑑定業務等を業とするX社の代表取締役として、同社の業務全般を統括していたものであるが、平成29年8月31日開札執行された青森県中地域県民局地域整備部用地課発注に係る「K線道路改築用地調査(土地評価)業務委託」の指名競争入札に関し、前記業務委託をX社及びY社にそれぞれ落札させようと考え、同課長として、同課を総括し、同課発注の業務委託に係る発注内容の策定及び指名業者案の作成等の職務に従事するとともに、同県土整備部公所建設業者等選定委員会(以下「公所選定委員会」という。)委員として、指名競争入札における入札参加者の指名に関する職務に従事していた分離前の相被告人β及びY社の代表取締役γと共謀の上、同月3日頃、弘前合同庁舎青森県中地域県民局地域整備部において、当初2工区での発注を予定していた前記業務委託の工区を防街第2-4号、防街第2-5号、防街第2-6号の3工区に分割した上、防街第2-4号をY社に、防街第2-5号をX社に、同分割により生じた防街第2-6号をZ社にそれぞれ落札させることを決定し、さらに、前記各入札の指名業者を10業者とし、談合に応じないと見込まれたA社及びB社を排除して、X社、Y社及びZ社と、前記3者が落札することを各承諾すると見込まれるC社等7者を前記各入札の指名業者として選定することを取り決めるなどし、β用地課長が、同月7日頃、前記場所において、前記取り決めどおりの指名業者選定案を策定し、同月22日頃、前記場所で開催された公所選定委員会において、同選定案を提出し、同委員会をして同選定案どおりの入札参加者を選定させた上、同部長Δをして同選定案どおりの入札参加者を指名させ、よって、同月31日、前記場所において執行された防街第2-4号及び防街2-5号の各指名競争入札の際、Y社に防街第2-4号を、X社に防街第2-5号をそれぞれ落札させ、もって偽計を用いて入札の公正を害すべき行為を行った。

(法令の適用)

罰 条 刑法60条、96条の6第1項

刑種の選択 懲役刑

刑の執行猶予 刑法25条1項

(量刑の事情)

本件犯行は、地方公共団体の発注する業務委託の指名競争入札に際し、地方公共団体職員も関与し、談合に応じない業者を排除した上で、事前の調整によって取り決めた業者に落札

させ、自由競争では得られない高値での受注を実現するというもので、公契約に係る入札の公正を害した程度は大きい。

被告人は、従前から、地方公共団体職員である本件共犯者の意向に従って、地域の不動産鑑定士業界で談合を主導していたものであるが、本件犯行においても、上記共犯者に必要な情報を提供し、業者間の調整を主導するなど、重要な役割を担っており、その負うべき責任は重い。

犯情に照らすと、本件については懲役刑をもって臨むべきであるが、公判請求を受けるのは初めてであることを踏まえると、刑の執行を猶予することも許容される。

被告人が反省の態度を示し、談合との決別を誓約していること、妻が再犯防止に助力する意向を示していることなどの酌むべき事情も考慮すると、被告人に対しては、主文掲記の懲役刑に処してその刑事責任の重さを明らかにした上で、刑の執行を猶予し、社会内で更正する機会を与えるのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役1年2月)

平成30年10月2日

青森地方裁判所刑事部

②岡山地方裁判所判決（建設工事に係る入札妨害等の事件）

平成27年（わ）第360号

判 決
主 文

被告人Aを懲役1年2月に、被告人Bを懲役10月に処する。

被告人両名に対し、この裁判が確定した日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

[罪となるべき事実]

被告人Aは、岡山市（以下、単に「市」ともいう。）教育委員会事務局学校施設課において、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間は施設係副主査として、平成26年4月1日からは施設第1係副主査として、市が発注する学校の建築物及び工作物の修繕の設計金額の積算、見積合わせにおける指名業者の選定等の職務に従事するもの、被告人Bは、とび・土工・コンクリート工事等の設計、施工及び工事監理等を業とするC株式会社（以下「C」という。）の代表取締役として同社の業務全般を統括掌理しているものであるが、

第1 被告人Aは、

1【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第1】

市が平成25年7月8日に実施した「市立D小学校遊具修繕」の随意契約を締結する相手方を決定する見積合わせに関し、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同修繕をCに受注させるため、同月初め頃、岡山市役所（以下「市役所」という。）において、被告人Bに対し、同修繕の許容価格75万円を3万円下回る72万円を見積金額として鉛筆書きした見積書用紙1通を交付してCが提出すべき見積金額を指示するとともに、同修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙1通を交付し、その業者として被告人Bが提案するE株式会社（以下「E」という。）を選定した上、同月4日頃、市役所において、被告人Bから、見積金額が72万円と記載されたCの見積書及びこれを上回る見積金額が記載されたEの見積書の提出を受け、よって、同月8日、市役所において実施された同修繕の見積合わせにおいて、72万円を契約額としてCを契約者に決定させ、

2【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第2】

市が平成25年11月15日に実施した「市立F小学校遊具修繕」の随意契約を締結する相手方を決定する見積合わせに関し、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同修繕をCに受注させるため、同月11日頃、市役所において、被告人Bに対し、見積書用紙1通を交付し、同修繕の許容価格66万4000円を1万4000円下回る65万円をCが提出すべき見積金額とする旨指示するとともに、同修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙1通を交付し、その業者として被告人Bが提案するEを選定した上、同月13日頃、市役所において、被告人Bから、見積金額が65万円と記載されたCの見積書及びこれを上回る見積金額が記載されたEの見積書の提出を受け、よって、同月15日、市役所に

において実施された同修繕の見積合わせにおいて、65万円を契約額としてCを契約者に決定させ、

3【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第3】

市が平成26年6月16日に実施した「市立G中学校修繕」並びに同月18日に実施した「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」の随意契約を締結する相手方を決定する各見積合わせに関し、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、いずれもCに受注させるため、同月10日頃、市役所において、被告人Bに対し、「市立G中学校修繕」の許容価格55万8000円を8000円下回る55万円を見積金額として鉛筆書きした見積書用紙1通並びに「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」の各許容価格55万8000円を1万円下回る54万8000円を見積金額として鉛筆書きした見積書用紙各1通を交付してCが提出すべき見積金額を指示するとともに、これらの修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙各1通を交付し、その業者として被告人Bが提案するJ株式会社（以下「J」という。）を選定した上、同月12日頃、市役所において、被告人Bから、見積金額が55万円と記載された「市立G中学校修繕」に係るCの見積書並びに見積金額としていずれも54万8000円と記載された「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」に係るCの各見積書の提出を受けるとともに、これらの修繕についていずれもCを上回る見積金額が記載されたJの各見積書の提出を受け、よって、同月16日、市役所において実施された「市立G中学校修繕」の見積合わせにおいて、55万円を契約額としてCを契約者に決定させ、引き続き、同月18日、市役所において実施された「市立H中学校修繕」及び「I中学校修繕」の各見積合わせにおいて、いずれも54万8000円を契約額としてCを契約者に決定させ、

4【平成27年12月15日付け起訴状記載の公訴事実第1】

市が平成27年6月18日に実施した「市立K中学校修繕」及び「市立L中学校修繕」並びに同月22日に実施した「市立M中学校修繕」及び「市立N中学校修繕」の随意契約を締結する相手方を決定する各見積合わせに関し、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、いずれもCに受注させるため、C事務所において、被告人Bに対し、「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」、「市立M中学校修繕」及び「市立N中学校修繕」の見積書用紙各1通を交付し、「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」及び「市立M中学校修繕」につき、各許容価格56万8000円を8000円下回る56万円を、「市立N中学校修繕」につき、許容価格30万6000円を6000円下回る30万円を、いずれもCが提出すべき見積金額とする旨指示するとともに、これらの修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙各1通を交付し、その業者として被告人Bが提案するJを選定した上、その頃、C事務所において、被告人Bから、見積金額としていずれも56万円と記載された「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」及び「市立M中学校修繕」に係るCの各見積書並びに見積金額が30万円と記載された「市立N中学校修繕」に係るCの見積書の提出を受けるとともに、これらの修繕についていずれもCの見積金額を上回る見積金額が記載されたJの各見積書の提出を受け、よって、同年6月18日、市役所において実施された「市立K中学校修繕」及び「市立L中学校修繕」の各見

積合わせにおいて、56万円を契約額としてCを契約者に決定させ、引き続き、同月22日、市役所において実施された「市立M中学校修繕」の見積合わせにおいて、56万円を契約額としてCを契約者に決定させるとともに、「市立N中学校修繕」の見積合わせにおいて、30万円を契約額としてCを契約者に決定させ、もってそれぞれ、入札等に関する秘密を教示することなどの方法により入札等の公正を害すべき行為を行った。

第2 被告人Bは、

1 【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第4】

前記第1の1記載の「市立D小学校遊具修繕」の見積合わせに関し、平成25年7月1日頃、市役所において、被告人Aから、同修繕の許容価格を下回る金額である72万円が見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙1通の交付を受けて同金額をCが提出すべき見積金額とする旨の指示を受けるとともに、同修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙1通の交付を受け、被告人Aに、その業者としてEを提案してその旨選定させた上、同月2日頃、E事務所において、Eの営業担当者であるOにCの見積金額を上回る見積金額を記載した見積書を作成させ、同月4日頃、市役所において、被告人Aに対し、見積金額を72万円と記載したCの見積書及びこれを上回る見積金額が記載されたEの見積書を提出し、よって、同月8日、市役所において実施された同修繕の見積合わせにおいて、72万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させ、

2 【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第5】

前記第1の2記載の「市立F小学校遊具修繕」の見積合わせに関し、平成25年11月11日頃、市役所において、被告人Aから同修繕の許容価格を下回る金額である65万円を見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙1通の交付を受けて同金額をCが提出すべき見積金額とする旨の指示を受けるとともに、同修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙1通の交付を受け、被告人Aに、その業者としてEを提案してその旨選定させた上、同月13日頃、前記E事務所において、前記OにCの見積金額を上回る見積金額を記載した見積書を作成させ、同日頃、市役所において、被告人Aに対し、見積金額を65万円と記載したCの見積書及びこれを上回る見積金額が記載されたEの見積書を提出し、よって、同月15日、市役所において実施された同修繕の見積合わせにおいて、65万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させ、

3 【平成27年9月14日付け起訴状記載の公訴事実第6】

前記第1の3記載の「市立G中学校修繕」、「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」の各見積合わせに関し、平成26年6月10日頃、市役所において、被告人Aから、「市立G中学校修繕」の許容価格55万8000円を8000円下回る55万円が見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙1通並びに「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」の各許容価格55万8000円を1万円下回る54万8000円が見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙各1通の交付を受けてこれらの金額をCが提出すべき見積金額とする旨の指示を受けるとともに、これらの修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙各1通の交付を受け、その業者としてJを提案して、その旨選定させた上、同月11日頃、J事務所において、Jの営業担当者であるPにこれらの修繕の見積書用紙にJの社判及び代表者印を捺印させるとともに、C事務所におい

て、Cの経理担当者であるQに、前記各見積書用紙にCの見積金額を上回る金額を記載させ、同月12日頃、市役所において、被告人Aに対し、見積金額を55万円と記載した「市立G中学校修繕」に係るCの見積書並びに見積金額をいずれも54万8000円と記載した「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」に係るCの各見積書と、これらの修繕についていずれもCの見積金額を上回る見積金額が記載されたJの各見積書を提出し、よって、同月16日、市役所において実施された「市立G中学校修繕」の見積合わせにおいて、55万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させ、引き続き、同月18日、市役所において実施された「市立H中学校修繕」及び「市立I中学校修繕」の各見積合わせにおいて、いずれも54万8000円を契約額としてCをこれらの修繕の契約者に決定させ、

4【平成27年12月15日付け起訴状記載の公訴事実第2】

前記第1の4記載の「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」、「市立M中学校修繕」及び「市立N中学校修繕」の各見積合わせに関し、平成27年5月下旬頃、C事務所において、被告人Aから、「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」及び「市立M中学校修繕」の各許容価格56万8000円を8000円下回る56万円が見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙各1通並びに「市立N中学校修繕」の許容価格30万6000円を6000円下回る30万円が見積金額として鉛筆書きされた見積書用紙1通の交付を受けてこれらの金額をCが提出すべき見積金額とする旨の指示を受けるとともに、これらの修繕について、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙各1通の交付を受け、被告人Aに、その業者としてJを提案してその旨選定させた上、その頃、前記J事務所において、前記Pにこれらの修繕の見積書用紙にJの社判及び代表者印を捺印させた上、前記各見積書用紙にいずれもCの見積金額を上回る金額を記載し、さらに、その頃、C事務所において、被告人Aに対し、見積金額をいずれも56万円と記載した「市立K中学校修繕」、「市立L中学校修繕」及び「市立M中学校修繕」に係るCの各見積書並びに見積金額を30万円と記載した「市立N中学校修繕」に係るCの見積書と、これらの修繕についていずれもCの見積金額を上回る見積金額が記載されたJの各見積書を提出し、よって、同年6月18日、市役所において実施された「市立K中学校修繕」及び「市立L中学校修繕」の各見積合わせにおいて、いずれも56万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させ、引き続き、同月22日、市役所において実施された「市立M中学校修繕」の見積合わせにおいて、56万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させるとともに、「市立N中学校修繕」の見積合わせにおいて、30万円を契約額としてCを同修繕の契約者に決定させ、もってそれぞれ、偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

[法令の適用]

被告人Aについて

罰 条

判示第1の1ないし4 いずれも官製談合防止法8条

科刑上一罪の処理

判示第1の3、4 いずれも刑法54条1項前段、10条（1罪として、判示

第1の3については犯情の最も重い市立G中学校修繕の見積合わせについての官製談合防止法違反の罪、判示第1の4については犯情の最も重い市立K中学校修繕、市立L中学校修繕又は市立M中学校修繕の各見積合わせについての官製談合防止法違反の罪〔各見積合わせ間では犯情が異なるのでその一を選ぶことをしない。〕の刑でそれぞれ処断)

刑種の選択

判示第1の1ないし4 いずれも懲役刑を選択

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の最も重い判示第1の4の罪の刑に法定の加重）

刑の執行猶予 刑法25条1項（3年間）

被告人Bについて

罰 条

判示第2の1ないし4 いずれも刑法96条の6第1項

科刑上一罪の処理

判示第2の3、4 いずれも刑法54条1項前段、10条（1罪として、判示第2の3については犯情の最も重い市立G中学校修繕の見積合わせについての公契約関係競売入札妨害罪、判示第2の4については犯情の最も重い市立K中学校修繕、市立L中学校修繕又は市立M中学校修繕の各見積合わせについての公契約関係競売入札妨害罪〔各見積合わせ間では犯情が異なるのでその一を選ぶことをしない。〕の刑でそれぞれ処断）

刑種の選択

判示第2の1ないし4 いずれも懲役刑を選択

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の最も重い判示第2の4の罪の刑に法定の加重）

刑の執行猶予 刑法25条1項（3年間）

[量刑の理由]

1 被告人Aについて

被告人Aは、見積書用紙に記載すべき見積金額を被告人Bに指示するだけでなく、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙も被告人Bに交付して記載させており、入札の仕組みそのものを否定する悪質な犯行といえる。その結果、被告人Bの経営するCは許容価格に極めて近接した価格で契約しており、入札の公正さは大きく損なわれている。

また、被告人Aは、市が発注する学校の修繕業務における設計金額の積算や指名業者の選定等を担当し、適正に入札等を行う義務があるのに、許容価格100万円未満の修繕業務であれば見積合わせによる随意契約によることができることから、前記のような犯行に及んだものであって、義務違反の程度も小さくない。

さらに、被告人Aは、被告人Bとともに、平成23年頃から本件と同様の方法で入札を繰り返しており、本件は常習的犯行の一環といえる。

被告人Aは、岡山市と業者がどちらも損をしないように犯行に及んだと供述するが、被告人A自身も息子を経由して一定の個人的利益を得ていることは明らかであり、そのような利益を得る目的があったというべきである。むしろ、被告人Aは、自ら積極的に犯行に及んだといえ、強く非難される。

以上からすると、被告人Aの刑事責任を軽視することはできない。

他方で、被告人Aは、本件各犯行自体は特段争っていないこと、今後厳しい懲戒処分等の社会的制裁を受けることが見込まれること、前科がないことなど酌むべき事情も考慮すると、被告人Aに対し、今回に限り、刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当である。

2 被告人Bについて

被告人Bは、前記のとおり、被告人Aから、見積書用紙に記載すべき見積金額の指示を受けるとともに、相見積業者用の見積書用紙の交付も受けた上、相見積業者の協力を得て見積書を提出するなどしており、入札の仕組みそのものを否定する悪質な犯行である。その結果、被告人Bの経営するCは許容価格に極めて近接した価格で契約しており、入札の公正さは大きく損なわれている。

また、被告人Bは、被告人Aとともに、平成23年頃から本件と同様の方法で入札を繰り返しており、本件は常習的犯行の一環といえる。

さらに、被告人Bは、市教育委員会からの受注の実績が欲しかったために犯行に及んだというのであって、その動機に酌量の余地はない。

以上からすると、被告人Bの刑事責任を軽視することはできず、罰金刑ではなく、懲役刑に処すべき事案である。

他方で、被告人Bは、本件各犯行につき事実を認め反省の態度を示していること、Cが市から指名停止を受けるなど一定の社会的制裁を受けていること、前科前歴がないことなど酌むべき事情も考慮すると、被告人Bに対し、今回に限り、刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当である。

(求刑 被告人Aにつき懲役1年2月，被告人Bにつき懲役10月)

平成28年5月11日

岡山地方裁判所第1刑事部

③神戸地方裁判所判決（建設工事に係る入札妨害等の事件）

平成28年（わ）第1062号、第1101号

判 決

主 文

被告人Aを懲役2年6月に、被告人Bを懲役2年に処する。

被告人両名に対し、この裁判が確定した日から4年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

被告人Bから金100万円を追徴する。

理 由

【犯罪事実】

被告人Aは、兵庫県姫路市建設局の局長として、同局が所掌する橋梁補修事業等に関する業務を統括掌理し、同市が発注する橋梁補修工事の入札等に関する職務に従事していたもの、被告人Bは、同市内で建設関係の仕事に携わるとともに、建設業者に対し、入手した設計金額の情報を提供して収入を得るなどしていたものであるが、次の各行為をした。

第1 被告人両名は、共謀の上、平成26年11月上旬頃、兵庫県姫路市の市役所6階建設局長室において、被告人Aが、その職務に反し、被告人Bに対し、同市が制限付一般競争入札により発注する「d橋補修工事」（以下「本件工事1」という。）に関し、職務上知ることができた秘密事項であり、本件工事1の最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、その後、被告人BがCに同金額を教え、Cがそれを踏まえて決定した入札金額をD株式会社の担当者に伝えた。その結果、同社は、本件工事1について、同月10日、電子入札システムにより、最低制限価格6989万9000円に近接した価格である6999万円で入札し、同月11日、本件工事1を落札した。このようにして、偽計を用いるとともに入札に関する秘密を教示することにより、契約を締結するための公の入札の公正を害すべき行為をした。

第2 被告人Aは、前記第1のとおり被告人Bに本件工事1の設計金額を教えるという職務上不正な行為をしたことに対する謝礼の趣旨であると知りながら、同年11月下旬頃、前記建設局長室において、被告人Bから、賄賂である現金50万円を受け取って收受した。

第3 被告人Bは、前記第2の日時・場所において、被告人Aに対し、前記第1のとおり本件工事1の設計金額を教えるという職務上不正な行為をしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で、賄賂である現金50万円を渡して供与した。

第4 被告人両名は、共謀の上、平成27年5月下旬頃、前記建設局長室において、被告人Aが、その職務に反し、被告人Bに対し、同市が制限付一般競争入札により発注する「e橋補修工事」（以下「本件工事2」という。）に関し、職務上知ることができた秘密事項であり、本件工事2の最低制限価格を算定する基準となる設計金額を教え、その後、被告人BがCに同金額を教え、Cがそれを踏まえて決定した入札金額をD株式会社の担当者に伝えた。その結果、同社は、本件工事2について、同月28日、電子入札システムにより、最低制限価格1億0396万9000円に近接した価格である1億

0450万円で入札し、同月29日、同工事を落札した。このようにして、偽計を用いるとともに入札に関する秘密を教示することにより、契約を締結するための公の入札の公正を害すべき行為をした。

第5 被告人Aは、前記第4のとおり被告人Bに本件工事2の設計金額を教えるという職務上不正な行為をしたことに対する謝礼の趣旨であると知りながら、同年6月上旬頃、前記建設局長室において、被告人Bから、賄賂である現金50万円を受け取って收受した。

第6 被告人Bは、前記第5の日時・場所において、被告人Aに対し、前記第4のとおり本件工事2の設計金額を教えるという職務上不正な行為をしたことに対する謝礼及び今後同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で、賄賂である現金50万円を渡して供与した。

【法令の適用】

1 被告人Aについて

(1) 被告人Aの各行為は次の各刑罰法規に当たる。

第1及び第4の各行為のうち

各官製談合防止法違反の点 それぞれ刑法60条、官製談合防止法8条

各公契約関係競売入札妨害の点 それぞれ刑法60条、96条の6第1項

第2及び第5の各行為 それぞれ刑法197条の3第2項、1項

(2) 第1及び第4は、それぞれ1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により、それぞれ1罪として、重い官製談合防止法違反の罪の刑で処断する（ただし、罰金刑の任意的併科については、公契約関係競売入札妨害罪について定めたそれによる。）。

(3) 第1及び第4の各罪について、定められた刑のうちそれぞれ懲役刑を選択する。

(4) 以上は刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により刑及び犯情の最も重い第5の罪の刑に法定の加重をする。

(5) これにより導き出された刑期の範囲内で、主文のとおり刑を定める。

(6) 情状により刑法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

2 被告人Bについて

(1) 被告人Bの各行為は次の各刑罰法規に当たる。

第1及び第4の各行為のうち

各官製談合防止法違反の点 それぞれ刑法65条1項、60条、官製談合防止法8条

各公契約関係競売入札妨害の点 それぞれ刑法60条、96条の6第1項

第3及び第6の各行為 それぞれ刑法198条

(2) 第1及び第4は、それぞれ1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により、それぞれ1罪として、重い官製談合防止法違反の罪の刑で処断する（ただし、罰金刑の任意的併科については、公契約関係競売入札妨害罪について定めたそれによる。）。

- (3) 第1及び第4の各罪について、定められた刑のうちそれぞれ懲役刑を選択する。
- (4) 以上は刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により刑及び犯情の最も重い第4の罪の刑に法定の加重をする。
- (5) これにより導き出された刑期の範囲内で、主文のとおり刑を定める。
- (6) 情状により刑法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。
- (7) 第2及び第5の各犯行により被告人Aが收受した賄賂は、全額被告人Bに返還されたが、没収できないので、刑法197条の5後段により、その価額合計金100万円を被告人Bから追徴する。
- (8) 訴訟費用については、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人Bに負担させないこととする。

【量刑の理由】

被告人Aは、被告人Bに頼まれて公共事業の入札に関する情報を2度にわたって漏らした。その結果、情報を得た会社がいずれも工事を落札しており、現実に入札の公正が害されており、本件各犯行によって公務員の職務の公正に対する社会の信頼は大きく損なわれたといえる。もっとも、本件の賄賂は合計100万円であり、少額ではないが特に高額であるともいえない。

これを前提として被告人各々の情状を検討する。

被告人Aは、かつて被告人Bの尽力により長年にわたる仕事上の懸案事項を解決できたことから、同被告人に恩義を感じていたところ、同被告人から本件各工事の設計金額を尋ねられた際、断り切れずに教えてしまったものである。また、賄賂も自ら要求したのではなく、被告人Bが、受け取りを拒否する被告人Aに、半ば押し付けるように渡したものであって、その後も被告人Aは、受け取った賄賂を使わずにいた。2度にわたり設計金額を漏らして賄賂を受け取った点は強い非難に値するものの、いずれも金銭目的ではなく、犯行に積極的ではなかったという点は、酌むべき余地がある。

これに加えて、被告人Aは、懲戒免職処分を受けるなどして一定の社会的制裁を受けている。また、自己の犯行を認めて反省していること、前科前歴がないことなどからすれば、再犯可能性はないといえる。よって、今回はその刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

一方、被告人Bは、本件各工事に自ら下請けとして参加したいがゆえに、被告人Aに働きかけて設計金額を入手し、それを関係者に伝えることにより金銭的な利益を得ている。このような目的で積極的に本件各犯行を行った被告人Bの意思決定には酌むべき余地がない。

もっとも、現在73歳と高齢であり、すでに建設関係の仕事を辞めていること、反省していること、古い異種のものしか前科がないことなどからすれば、再犯可能性は低いといえることを考慮すれば、今回はその刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

(求刑 被告人Aにつき懲役2年6月、被告人Bにつき懲役2年及び主文と同じ追徴)

平成29年2月24日

神戸地方裁判所第2刑事部